

社会労働委員會議録第五十一号

昭和三十三年五月十五日(水曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 藤本 捨助君

理事大坪 保雄君 理事大橋 武夫君

理事龜山 孝一君 理事野澤 清人君

理事八木 一男君 理事吉川 兼光君

植村 武一君 越智 茂君

加藤鐵五郎君 草野一郎平君

小島 徹三君 小林 郁君

田子 一民君 田中 正巳君

高瀬 傳君 中山 マサ君

八田 貞義君 古川 丈吉君

山下 春江君 井堀 繁雄君

岡本 隆一君 五島 虎雄君

滝井 義高君 中原 健次君

出席國務大臣

國務大臣 宇田 耕一君

厚生大臣 神田 博君

出席府縣委員

検事(刑事局長) 井本 豪吉君

大蔵事務官(主計局長) 森永貞一郎君

厚生政務次官 中垣 國男君

厚生技官(公衆衛生局長) 楠本 正康君

通商産業事務官(鐵山保安局長) 小岩井康朗君

委員外の出席者

議員 門司 亮君

大蔵事務官(主計官) 小熊 孝次君

厚生技官(公衆衛生局長) 田辺 弘君

生局水道課長 石田 朗君

農林事務官(農地局管理課長) 朗君

農林事務官(水産庁漁政部長) 新沢 寧君

農林技官(水産庁漁政第二課長) 諏訪 光一君

通商産業事務官 左近友三郎君

建設事務官(河川局水政課長) 国宗 正義君

專門員 川井 章知君

五月十五日

委員山下春江君、有馬輝武君、福田昌子君及び森本靖君辭任につき、その補欠として、川島正次郎君、井堀繁雄君、岡本隆一君及び河野密君が議長の指名で委員に選任された。

五月十五日

病理細菌検査技師法案(八田貞義君外二十五名提出、衆法第四一號)の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

水道法案(内閣提出、第二一七號) 請願(別紙)

一 疫癘防止法制定に伴う業者転廢業に関する請願(池田清志君紹介)(第一一號)

二 環境衛生關係營業の運営の適正化に関する法律制定の請願外一件(池田清志君紹介)(第一八號)

三 同(赤城宗徳君紹介)(第一九號)

四 保健所運営費國庫補助率引

上に關する請願(池田清志君紹介)(第二〇號)

五 助産婦教育過程の低下防止に關する請願(池田清志君紹介)(第二一號)

六 同(山下榮二君紹介)(第九六號)

七 原爆被災者援護に關する法律制定の請願外一件(濱野清吾君紹介)(第二二號)

八 藥事法改正に關する請願(堀川恭平君紹介)(第二三號)

九 同(鈴木直人君紹介)(第二四號)

一〇 同(原健三郎君紹介)(第二五號)

一一 同(薩摩雄次君紹介)(第二六號)

一二 同(前田正男君紹介)(第二七號)

一三 同(植村武一君紹介)(第二八號)

一四 同(小西寅松君紹介)(第二九號)

一五 同(八木一男君紹介)(第三〇號)

一六 同(中島茂喜君紹介)(第三一號)

一七 同(野田卯一君紹介)(第三二號)

一八 同(山崎巖君紹介)(第三三號)

一九 同(伊藤郷一君紹介)(第三四號)

二〇 同(中垣國男君紹介)(第三五號)

二一 同(大平正芳君紹介)(第三六號)

二二 同(小笠原八十美君外一名紹介)(第三七號)

二三 同(小平久雄君紹介)(第三八號)

二四 同(瀨戸山三男君紹介)(第三九號)

二五 同(山中貞則君紹介)(第四〇號)

二六 同(田中角榮君紹介)(第四一號)

二七 同(橋本龍伍君紹介)(第四二號)

二八 同(外五件仲川房次郎君紹介)(第四三號)

二九 衛生検査技師の身分法制定に關する請願(八田貞義君紹介)(第九三號)

三〇 同(簡牛九夫君紹介)(第九四號)

三一 国立病院等に看護婦の進学コース設置に關する請願(今松治郎君紹介)(第九五號)

三二 生活保護法の最低生活基準額引上げの請願(岡崎英城君紹介)(第九七號)

三三 健康保險法の一部改正反對に關する請願(三宅正一君紹介)(第九八號)

三四 健康保險の赤字全額國庫負担に關する請願(岡崎英城

三五 君紹介)(第九九號)

国立病院等における看護婦の産休のための定員確保に關する請願(今松治郎君紹介)(第一〇〇號)

三六 生活保護法による医療扶助に關する請願(岡崎英城君紹介)(第一〇一號)

三七 原水爆被災者援護に關する法律制定の請願(帆足計君紹介)(第一〇二號)

三八 電氣事業及び石炭産業における爭議行為の方法の規制に關する法律反對の請願(松本七郎君紹介)(第一〇三號)

三九 環境衛生關係營業の運営の適正化に關する法律制定の請願(簡牛九夫君紹介)(第一〇四號)

四〇 同(上林山榮吉君紹介)(第一〇五號)

四一 同(河野密君紹介)(第一〇六號)

四二 同(簡牛九夫君紹介)(第一〇九一號)

四三 同(外二件(神近市子君紹介)(第一九二號)

四四 同(床次徳二君紹介)(第一九三號)

四五 戦傷病者援護單獨法制定に關する請願(白濱仁吉君紹介)(第一七六號)

四六 戦傷病者遺族等援護法の一部改正に關する請願

(白濱仁吉君紹介)(第一七 七号)	六二	一〇八	施設国庫補助増額に関する 請願外十六件(山口丈太郎 君紹介)(第三六一号)
四七 同(橋本龍伍君紹介)(第一 七八号)	六七	一〇九	石鎚固定公園の施設整備に 関する請願(森本靖君紹介) (第三六二号)
四八 戦傷病再発医療費全額国庫 負担に関する請願(千葉三 郎君紹介)(第一七九号)	六三	一一〇	生活保護世帯に対する特別 措置の請願(田中伊三次君 紹介)(第三六三号)
四九 同(白濱仁吉君紹介)(第一 八〇号)	六四	一一一	健康法の一部改正反対等に 関する請願(平野三郎君紹 介)(第三六四号)
五〇 同(田中伊三次君紹介)(第 一八一号)	六五	一二一	生活保護法等の一部改正に 関する請願(石野久男君紹 介)(第三六五号)
五一 同(橋本龍伍君紹介)(第一 八二号)	六六	一二二	保育所予算確保等に関する 請願(小笠原三九郎君紹介) (第三六六号)
五二 同(濱野清吾君紹介)(第一 八三号)	六七	一二三	日雇労働者の賃金引上げ及 び就労増加等に関する請願 (柳田秀一君紹介)(第三六 七号)
五三 同(菅太郎君紹介)(第一八 四号)	六八	一二四	健康保険法の一部改正等に 関する請願(島村一郎君紹 介)(第三六八号)
五四 保育所予算確保等に関する 請願(八木一郎君紹介)(第 一八五号)	六九	一二五	環境衛生関係営業の運営の 適正化に関する法律制定の 請願(石坂繁君紹介)(第三 六九号)
五五 助産婦教育過程の低下防止 に関する請願(床次徳二君 紹介)(第一八六号)	七〇	一二六	同(小川半次君紹介)(第三 七〇号)
五六 失業対策事業就労者の寒冷 地補給金制度に関する請願 (田中彰治君紹介)(第一八 七号)	七一	一二七	同(大倉三郎君紹介)(第三 七一号)
五七 失業対策事業就労者の賃金 引上げに関する請願(田中 彰治君紹介)(第一八八号)	七二	一二八	同外一件(龜山孝一君紹介) (第三七二号)
五八 日雇労働者の賃金引上げ及 び就労増加等に関する請願 (田中伊三次君紹介)(第一 八九号)	七三	一二九	同(河野密君紹介)(第三七 三号)
五九 簡易水道施設費国庫補助増 額等に関する請願(神近市 子君紹介)(第一九〇号)	七四	一三〇	同(青野和太野君紹介)(第 三七四号)
六〇 健康保険法の一部改正等に 関する請願(上林山榮吉君 紹介)(第二四二号)	七五	一三一	
	七六	一三二	
	七七	一三三	
	七八	一三四	
	七九	一三五	
	八〇	一三六	
	八一	一三七	
	八二	一三八	
	八三	一三九	
	八四	一四〇	
	八五	一四一	
	八六	一四二	
	八七	一四三	
	八八	一四四	
	八九	一四五	
	九〇	一四六	
	九一	一四七	
	九二	一四八	
	九三	一四九	
	九四	一五〇	
	九五	一五一	
	九六	一五二	
	九七	一五三	
	九八	一五四	
	九九	一五五	
	一〇〇	一五六	
	一〇一	一五七	
	一〇二	一五八	
	一〇三	一五九	
	一〇四	一六〇	
	一〇五	一六一	
	一〇六	一六二	
	一〇七	一六三	

一二一	同(正方松太郎君紹介)(第三七五号)	一三九	同(田子一民君紹介)(第三九三号)	一五八	同(北澤直吉君紹介)(第四九七号)	一七〇	同(池田清志君紹介)(第四八四号)	一八七	同(川野芳満君紹介)(第五五二号)
一二二	同(中馬辰猪君紹介)(第三七六号)	一四〇	同(福井順一君紹介)(第三九四号)	一五九	抑留同胞引揚者の援護対策拡充に関する請願(愛知探一君紹介)(第四七三三号)	一七一	同(加藤鐵五郎君紹介)(第四八五号)	一八八	同(菊池義郎君紹介)(第五五四号)
一二三	同(渡海元三郎君紹介)(第三七七七号)	一四一	戦傷病者再発医療費全額国庫負担に関する請願(石田有全君紹介)(第三九五五号)	一六〇	助産婦教育過程の低下防止に関する請願(岡崎英城君紹介)(第四七四号)	一七二	同(龜山孝一君紹介)(第四八六号)	一八九	同外一件(徳田與吉郎君紹介)(第五五五号)
一二四	同外一件(内藤友明君紹介)(第三七八八号)	一四二	同(加賀田進君紹介)(第三九六号)	一六一	結核公費負担に関する請願(池田清志君紹介)(第四七五号)	一七三	同(高橋等君紹介)(第四八七号)	一九〇	同(山本猛夫君紹介)(第五五六号)
一二五	同(中垣國男君紹介)(第三七九号)	一四三	同(川村繼義君紹介)(第三九七号)	一六二	奄美群島の医療対策に関する請願(伊東隆治君紹介)(第四七六号)	一七四	同(田中龍夫君紹介)(第四八八号)	一九一	環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定の請願(日井莊一君紹介)(第五五七号)
一二六	同(橋本龍伍君紹介)(第三八〇号)	一四四	同(木崎茂男君紹介)(第三九八号)	一六三	生活保護法等の一部改正に関する請願(大村清一君紹介)(第四七七号)	一七五	同(保科善四郎君紹介)(第四八九号)	一九二	同(河野金昇君紹介)(第五五八号)
一二七	同(長谷川四郎君紹介)(第三八一号)	一四五	同(五島虎雄君紹介)(第三九九号)	一六四	国立療養所等の賄費増額に関する請願(大村清一君紹介)(第四七八号)	一七六	同(栗山博君紹介)(第四九〇号)	一九三	同(笹本一雄君紹介)(第五五九号)
一二八	同(原捨思君紹介)(第三八二号)	一四六	同(河野金昇君紹介)(第四〇〇号)	一六五	家族計画予算確保に関する請願(鈴木周次郎君紹介)(第四七九号)	一七七	同(吉田重延君紹介)(第四九一号)	一九四	同(瀬戸山三男君紹介)(第五六〇号)
一二九	同(久野忠治君紹介)(第三八三号)	一四七	戦病再発医療費全額国庫負担に関する請願(杉浦武雄君紹介)(第四〇一号)	一六六	中国、ソ連関係戦犯帰国者の援護に関する請願(中馬辰猪君紹介)(第四八〇号)	一七八	健康保険法の一部改正反対等に関する請願(額綱彌三君紹介)(第五四四号)	一九五	同(田子一民君紹介)(第五六一号)
一三〇	同(古井喜實君紹介)(第三八四号)	一四八	同(並木芳雄君紹介)(第四〇二号)	一六七	太原関係戦犯帰国者の軍人軍属としての身分確定に関する請願(中馬辰猪君紹介)(第四八一号)	一七九	衛生検査技師の身分法制定に関する請願(竹内俊吉君紹介)(第五四五号)	一九六	同(田中彰治君紹介)(第五六二号)
一三一	同(古川丈吉君紹介)(第三八五号)	一四九	同(福井順一君紹介)(第四〇三号)	一六八	奄美大島地区戦没者遺族に死亡時給与金支給に関する請願(山中貞則君紹介)(第四八二号)	一八〇	同(徳田與吉郎君外二名紹介)(第五四六号)	一九七	同(福田越夫君紹介)(第五六三号)
一三二	同(松田竹千代君紹介)(第三八六号)	一五〇	同(福田昌子君紹介)(第四〇四号)	一六九	環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定の請願(愛知探一君紹介)(第四八三三号)	一八一	戦傷病者援護の単独法制定に関する請願(小澤佐重喜君紹介)(第五四七号)	一九八	同(横井太郎君紹介)(第五六四号)
一三三	同(森本靖君紹介)(第三八七号)	一五一	同(前田房之助君紹介)(第四〇五号)	一七〇	同(池田清志君紹介)(第四八四号)	一八二	戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する請願(小澤佐重喜君紹介)(第五四八号)	一九九	横須賀市の社会保険診療報酬単価甲地復活に関する請願(小泉純也君紹介)(第五六七号)
一三四	同(山口丈太郎君紹介)(第三八八号)	一五二	同(柳田秀一君紹介)(第四〇六号)	一七一	奄美大島地区戦没者遺族に死亡時給与金支給に関する請願(山中貞則君紹介)(第四八二号)	一八三	同(徳田與吉郎君紹介)(第五四九号)	二〇〇	衛生検査技師の身分法制定に関する請願(薩摩雄次君紹介)(第五三八号)
一三五	戦傷病者援護の単独法制定に関する請願(木村俊夫君紹介)(第三八九号)	一五三	同(川崎末五郎君紹介)(第四〇七号)	一七二	同(龜山孝一君紹介)(第四八六号)	一八四	戦傷病者再発医療費全額国庫負担に関する請願(大高康君紹介)(第五五〇号)	二〇一	健康保険法の一部改正反対等に関する請願(榎兼次郎君紹介)(第五三九号)
一三六	同(田子一民君紹介)(第三九〇号)	一五四	同(小島徹三君紹介)(第四〇八号)	一七三	同(高橋等君紹介)(第四八七号)	一八五	同(加藤常太郎君紹介)(第五五一号)	二〇二	国立療養所等の賄費増額に関する請願(榎兼次郎君紹介)(第五四〇号)
一三七	同(福井順一君紹介)(第三九一号)	一五五	同(伊東岩男君紹介)(第四〇九号)	一七四	同(田中龍夫君紹介)(第四八八号)	一八六	同(加藤鐵五郎君紹介)(第五四一号)		
一三八	戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する請願(五島虎雄君紹介)(第三九二号)	一五六	同(永田亮一君紹介)(第四九〇号)	一七五	同(保科善四郎君紹介)(第四八九号)				
		一五七	同(大高康君紹介)(第四九一五号)	一七六	同(栗山博君紹介)(第四九〇号)				
				一七七	同(吉田重延君紹介)(第四九一号)				
				一七八	健康保険法の一部改正反対等に関する請願(額綱彌三君紹介)(第五四四号)				
				一七九	衛生検査技師の身分法制定に関する請願(竹内俊吉君紹介)(第五四五号)				
				一八〇	同(徳田與吉郎君外二名紹介)(第五四六号)				
				一八一	戦傷病者援護の単独法制定に関する請願(小澤佐重喜君紹介)(第五四七号)				
				一八二	戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する請願(小澤佐重喜君紹介)(第五四八号)				
				一八三	同(徳田與吉郎君紹介)(第五四九号)				
				一八四	戦傷病者再発医療費全額国庫負担に関する請願(大高康君紹介)(第五五〇号)				
				一八五	同(加藤常太郎君紹介)(第五五一号)				
				一八六	同(加藤鐵五郎君紹介)(第五四一号)				

二〇三	健康保険法の一部改正反対 に関する請願(榎兼次郎君 紹介)(第六四一號)	二二八	同(徳田與吉郎君紹介)(第 六五六號)	二三五	同(吉川兼光君紹介)(第七 四六六號)	二五〇	横須賀市の社会保険診療報 酬単価甲地復活に関する請 願(志村茂治君紹介)(第七 五九三號)	二六六	同(眞崎勝次君紹介)(第七 七六六號)
二〇四	国立病院等に准看護婦の進 学コース設置に関する請願 (松本俊一君紹介)(第六四 二號)	二二九	同(山本正一君紹介)(第六 五七五號)	二三六	戦傷病再発医療費全額国庫 負担に関する請願(相川勝 六君紹介)(第七四七號)	二五一	水道金融公庫設置及び水道 施設費国庫補助増額に関す る請願(田中武夫君紹介) (第七六〇號)	二六八	同(八木一郎君紹介)(第七 七八八號)
二〇五	国立病院等における看護婦 の雇休のための定員確保に 関する請願(松本俊一君紹 介)(第六四三號)	二三〇	同(中村時雄君紹介)(第六 五八八號)	二三七	同(伊東岩男君外一名紹介) (第七四八號)	二五二	保育所予算確保等に関する 請願外六十五件(早稻田柳 右エ門君紹介)(第七六一 號)	二七〇	同(江崎真澄君紹介)(第八 二〇號)
二〇六	国立愛媛療養所の軽快病床 確保に関する請願(中村時 雄君紹介)(第六四四號)	二三二	同(今松治郎君紹介)(第六 六〇號)	二三八	同(小山長規君紹介)(第七 四九三號)	二五三	環境衛生関係営業の運営の 適正化に関する法律制定の 請願(赤松勇君紹介)(第七 六二三號)	二七一	同(橋本裕子君紹介)(第八二 二號)
二〇七	医療保障制度改善に関する 請願(保科善四郎君紹介) (第六四五號)	二三四	同(田中武夫君紹介)(第六 六一號)	二四〇	同(田中龍夫君紹介)(第七 五一號)	二五四	同(淺香忠雄君紹介)(第七 六三三號)	二七二	保育所予算増額に関する請 願(田万廣文君紹介)(第八 一〇號)
二〇八	環境衛生関係営業の運営の 適正化に関する法律制定の 請願(加藤鑑五郎君紹介) (第六四六號)	二三五	同(砂田重政君紹介)(第六 六三三號)	二四一	同(水谷長三郎君紹介)(第 七五二號)	二五五	同(今澄勇君紹介)(第七六 四號)	二七三	同(平田ヒデ君紹介)(第八 一一號)
二〇九	同(椎名隆君紹介)(第六四 七號)	二二六	同(木村俊夫君紹介)(第六 六四四號)	二四二	同(外一件(八木一郎君紹介) (第七五三號)	二五六	同(小牧次生君紹介)(第七 六五五號)	二七四	同(外十件(井谷正吉君紹介) (第八一二號)
二一〇	同(正力松太郎君紹介)(第 六四八號)	二二七	同(外二件(杉浦武雄君紹介) (第六六五號)	二四三	同(吉川兼光君紹介)(第七 五四四號)	二五七	同(佐竹晴記君紹介)(第七 六六六號)	二七五	保健所に対する国庫補助率 引上げ等に関する請願(足 鹿覺君紹介)(第八一三號)
二一一	同(鈴木周次郎君紹介)(第 六四九號)	二二八	同(細迫兼光君紹介)(第六 六六六號)	二四四	衛生検査技師の身分法制定 に関する請願(上林山榮吉 君紹介)(第七五五號)	二五八	同(佐竹晴記君紹介)(第七 六六六號)	二七六	保健所費国庫補助増額に関 する請願(井谷正吉君紹介) (第八一四號)
二一二	同(田中正巳君紹介)(第六 五〇號)	二二九	同(中村時雄君紹介)(第六 六七七號)	二四五	同(中馬辰猪君紹介)(第八 一七七號)	二五九	同(竹谷源太郎君紹介)(第 七六九號)	二七七	健康保険法等の一部を改正 する法律案反対に関する請 願(菅太郎君紹介)(第八一 六號)
二二三	同(外一件(松永東君紹介) (第六五一號)	二三〇	同(山本正一君紹介)(第六 六八八號)	二四六	日雇労働者の賃金引上げ及 び就労増加等に関する請願 (水谷長三郎君紹介)(第七 五六六號)	二六〇	同(西尾末廣君紹介)(第七 七〇號)	二七八	戦没学徒弟妹に関する請願 (久野忠治君紹介)(第八一 八號)
二二四	同(松本俊一君紹介)(第六 五二號)	二三二	同(井谷正吉君紹介)(第六 七〇號)	二四七	清掃施設等の整備に関する 請願外一件(井谷正吉君紹 介)(第七五七號)	二六一	同(西村策一君紹介)(第七 七一號)	二七九	薬事法改正に関する請願 (眞崎勝次君紹介)(第八一 九號)
二二五	同(淵上房太郎君紹介)(第 六五三號)	二三三	戦傷病者援護の単独法制定 に関する請願(吉川兼光君 紹介)(第七四四號)	二四八	同(外一件(井谷正吉君紹介) (第八一五號)	二六二	同(芳賀實君紹介)(第七七 二號)	二八〇	奄美大島地区戦没者遺族に 死亡時給与金支給に関する 請願(伊東隆治君紹介)(第 八六七號)
二二六	同(中川俊思君紹介)(第六 五四號)	二三四	戦傷病者戦没者遺族等援護	二四九	看護制度の改題反対に関す る請願(櫻井奎夫君紹介) (第七五八號)	二六三	同(平田ヒデ君紹介)(第七 七三三號)		
二二七	戦傷病者援護の単独法制定					二六四	同(保利茂君紹介)(第七七 四號)		
						二六五	同(正木清君紹介)(第七七		

二八一	戰没学徒申慰に関する請願 (中垣國男君紹介)(第八六八号)	二九九	(第九四二号) 同足鹿覺君紹介(第九四三号)	三二四	紹介(第九〇七号) 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する請願(岡本隆一君紹介)(第九〇八号)	三二九	る労働者の社会保障に関する請願(三宅正一君紹介)(第九八六号)	三四四	同(伊藤卯四郎君紹介)(第一〇五一号)
二八二	同(丹羽兵助君紹介)(第八六九号)	三〇〇	同(山本正一君紹介)(第九四四号)	三二五	戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する請願(山崎始男君紹介)(第九〇五号)	三三〇	指定医薬品以外の医薬品販売業者の資格法文化等に関する請願(山下榮二君紹介)(第九八七号)	三四五	同(杉浦武雄君紹介)(第一〇五二号)
二八三	衛生検査技師の身分法制定に関する請願(飛鳥田一雄君紹介)(第八七〇号)	三〇一	同(有田喜一君紹介)(第九四五号)	三二六	戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する請願(井谷正吉君紹介)(第九〇九号)	三三一	戦没学徒申慰に関する請願(加藤清二君紹介)(第九八八号)	三四六	同(田中武夫君紹介)(第一〇五三号)
二八四	同(五島虎雄君紹介)(第八七一七号)	三〇二	同(松田竹千代君紹介)(第九四六号)	三二七	同(石村英雄君紹介)(第九一〇号)	三三二	同(八木一郎君紹介)(第一〇二〇号)	三四七	同(山口丈太郎君紹介)(第一〇五四号)
二八五	同(福田昌子君紹介)(第八七二七号)	三〇三	同(古川丈吉君紹介)(第九四七号)	三二八	同(帆足計君紹介)(第九一一号)	三三三	同(杉浦武雄君紹介)(第一〇六〇号)	三四八	同(外田四件)(山下榮二君紹介)(第一〇五五号)
二八六	環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定の請願(伊瀬幸太郎君紹介)(第八七三三号)	三〇四	美容師法案の一部反対に関する請願(三鍋義三君紹介)(第九〇〇号)	三二九	同(野原覺君紹介)(第九三六号)	三三四	同(横井太郎君紹介)(第一〇六一号)	三四九	国民健康保険の療養給付費三割国庫負担に関する請願(山本猛夫君紹介)(第一〇二二号)
二八七	同(稻富稔人君紹介)(第八七四四号)	三〇五	生活保護法の最低生活基準額引上げの請願(三鍋義三君紹介)(第九〇一七号)	三三〇	同(野原覺君紹介)(第九三六号)	三三五	同(早稲田柳右エ門君紹介)(第一〇六二七号)	三五〇	保育所予算確保等に関する請願(外二百七件)(早稲田柳右エ門君紹介)(第一〇五〇号)
二八八	同(大矢省三君紹介)(第八七五五号)	三〇六	国立療養所北陸庄の欠員医師補充に関する請願(三鍋義三君紹介)(第九〇二二号)	三三一	同(林謙治君紹介)(第九三九号)	三三六	同(加藤清二君紹介)(第九八八号)	三五一	戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する請願(堀川恭平君紹介)(第一〇五八号)
二八九	同(世耕弘一君紹介)(第八七六六号)	三〇七	健康保険法の一部改正反対に関する請願(内藤友明君紹介)(第九〇三三三三)	三三二	同(早稲田柳右エ門君紹介)(第九一五五五)	三三七	同(菅太郎君紹介)(第一〇五七七号)	三五二	戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する請願(堀川恭平君紹介)(第一〇五九号)
二九〇	同(前田榮之助君紹介)(第八七七七号)	三〇八	国立療養所等の賄費増額に関する請願(内藤友明君紹介)(第九〇四四四)	三三三	同(早稲田柳右エ門君紹介)(第九一五五五)	三三八	同(早稲田柳右エ門君紹介)(第九一五五五)	三五三	健康保険法の一部改正反対に関する請願(辻原弘市君紹介)(第一〇六三三三)
二九一	同(三鍋義三君紹介)(第八七八八号)	三〇九	国立療養所等の賄費増額に関する請願(内藤友明君紹介)(第九〇四四四)	三三三	同(早稲田柳右エ門君紹介)(第九一五五五)	三三九	同(早稲田柳右エ門君紹介)(第九一五五五)	三五四	健康保険法の一部改正反対に関する請願(松井政吉君紹介)(第一〇六四四四)
二九二	同(武藤運十郎君紹介)(第八七九九号)	三一〇	国立療養所等の賄費増額に関する請願(内藤友明君紹介)(第九〇四四四)	三三三	同(早稲田柳右エ門君紹介)(第九一五五五)	三三九	同(早稲田柳右エ門君紹介)(第九一五五五)	三五五	戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する請願(外二件)(田村元君紹介)(第一〇七七号)
二九三	同(八木昇君紹介)(第八八〇〇号)	三一〇	国立療養所等の賄費増額に関する請願(内藤友明君紹介)(第九〇四四四)	三三三	同(早稲田柳右エ門君紹介)(第九一五五五)	三三九	同(早稲田柳右エ門君紹介)(第九一五五五)	三五五	戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する請願(外二件)(田村元君紹介)(第一〇七七号)
二九四	同(一件)(山口丈太郎君紹介)(第八八一七号)	三一〇	国立療養所等の賄費増額に関する請願(内藤友明君紹介)(第九〇四四四)	三三三	同(早稲田柳右エ門君紹介)(第九一五五五)	三三九	同(早稲田柳右エ門君紹介)(第九一五五五)	三五五	戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する請願(外二件)(田村元君紹介)(第一〇七七号)
二九五	同(山下榮二君紹介)(第八八二二号)	三一〇	国立療養所等の賄費増額に関する請願(内藤友明君紹介)(第九〇四四四)	三三三	同(早稲田柳右エ門君紹介)(第九一五五五)	三三九	同(早稲田柳右エ門君紹介)(第九一五五五)	三五五	戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する請願(外二件)(田村元君紹介)(第一〇七七号)
二九六	同(森島守人君紹介)(第八八三三三)	三一〇	国立療養所等の賄費増額に関する請願(内藤友明君紹介)(第九〇四四四)	三三三	同(早稲田柳右エ門君紹介)(第九一五五五)	三三九	同(早稲田柳右エ門君紹介)(第九一五五五)	三五五	戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する請願(外二件)(田村元君紹介)(第一〇七七号)
二九七	同(山口丈太郎君紹介)(第八八四四四)	三一〇	国立療養所等の賄費増額に関する請願(内藤友明君紹介)(第九〇四四四)	三三三	同(早稲田柳右エ門君紹介)(第九一五五五)	三三九	同(早稲田柳右エ門君紹介)(第九一五五五)	三五五	戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する請願(外二件)(田村元君紹介)(第一〇七七号)
二九八	同(藤本捨助君外二名紹介)(第八八五五五)	三一〇	国立療養所等の賄費増額に関する請願(内藤友明君紹介)(第九〇四四四)	三三三	同(早稲田柳右エ門君紹介)(第九一五五五)	三三九	同(早稲田柳右エ門君紹介)(第九一五五五)	三五五	戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する請願(外二件)(田村元君紹介)(第一〇七七号)

[illegible]

四四二	負担に關する請願(有馬英治君紹介)(第一三二一號)	四三八	一君紹介(第一三六九號)	四七三	同(町村金五君紹介)(第一三七五號)	四九〇	(第一四五五號)	五〇四	一四六〇號)	一四六〇號)	結核回復者に対する後保護の立法化等に関する請願外一件(福田越夫君紹介)(第一三八七號)
四四三	戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する請願(世耕弘一君紹介)(第一三二二號)	四五九	同(山花秀雄君紹介)(第一四七六號)	四七四	同(赤松勇君紹介)(第一四一七號)	四九一	同(中曾根康弘君紹介)(第一四五六號)	五〇五	同(山花秀雄君紹介)(第一四四九號)	五〇五	同(山花秀雄君紹介)(第一四四九號)
四四四	健康保険法等の一部を改正する法律案反対に関する請願(植木庚子郎君紹介)(第一三六五號)	四六〇	同(原彪君紹介)(第一四七七號)	四七五	同(山下榮二君紹介)(第一四一八號)	四九二	国立療養所等における医師定員の増加及び待遇改善に関する請願(福田越夫君紹介)(第一三八一號)	五〇六	同(中曾根康弘君紹介)(第一四六一號)	五〇六	同(中曾根康弘君紹介)(第一四六一號)
四四五	同(田子一民君紹介)(第一三六六號)	四六一	同(岡崎英城君紹介)(第一四四〇號)	四七六	同(松平忠久君紹介)(第一四一九號)	四九三	同(中曾根康弘君紹介)(第一四六四號)	五〇七	健康保険の赤字全額国庫負担に關する請願外一件(福田越夫君紹介)(第一三八八號)	五〇七	健康保険の赤字全額国庫負担に關する請願外一件(福田越夫君紹介)(第一三八八號)
四四六	同(中村孝太君紹介)(第一三六七號)	四六二	同(加藤鏖五郎君紹介)(第一四四一號)	四七七	同(鈴木周次郎君紹介)(第一四二二號)	四九四	結核回復者に対する職及び住宅確保に関する請願外一件(福田越夫君紹介)(第一三八二號)	五〇八	国立療養所における作業療法拡充等に関する請願(福田越夫君紹介)(第一三八九號)	五〇八	国立療養所における作業療法拡充等に関する請願(福田越夫君紹介)(第一三八九號)
四四七	同(淡谷悠藏君紹介)(第一四二三號)	四六三	同(中曾根康弘君紹介)(第一四四二號)	四七八	同(安藤覺君紹介)(第一四二〇號)	四九五	同(中曾根康弘君紹介)(第一四五七號)	五〇九	同(中曾根康弘君紹介)(第一四六二號)	五〇九	同(中曾根康弘君紹介)(第一四六二號)
四四八	同(有馬英治君紹介)(第一四二四號)	四六四	同(三宅正一君紹介)(第一四四三號)	四八〇	同(鈴木周次郎君紹介)(第一四二二號)	四九六	同(山花秀雄君紹介)(第一四五八號)	五一〇	同(山花秀雄君紹介)(第一四六三號)	五一〇	同(山花秀雄君紹介)(第一四六三號)
四四九	同(簡牛九夫君紹介)(第一四二五號)	四六五	同(山花秀雄君紹介)(第一四四四號)	四八一	生活保護法等の一部改正に関する請願(川上實一君紹介)(第一三七七號)	四九七	結核療養所等の医師及び従業員の待遇改善に関する請願(福田越夫君紹介)(第一三八三號)	五一一	衛生検査技師の身分法制定に關する請願(山下春江君紹介)(第一三九〇號)	五一一	衛生検査技師の身分法制定に關する請願(山下春江君紹介)(第一三九〇號)
四五〇	同(川村繼義君紹介)(第一四二六號)	四六七	健康保険法の一部改正反対等に関する請願(久保田豊君紹介)(第一三七七號)	四八二	同(稻村隆一君紹介)(第一四三五號)	四九八	生活保護法の最低生活基準額引上げの請願外一件(福田越夫君紹介)(第一三八四號)	五一二	同(川崎末五郎君紹介)(第一四四五號)	五一二	同(川崎末五郎君紹介)(第一四四五號)
四五一	同(西村彰一君紹介)(第一四二七號)	四六八	同(中村時雄君紹介)(第一四七一號)	四八三	同(岡崎英城君紹介)(第一四三六號)	四九九	同(中曾根康弘君紹介)(第一四五〇號)	五一三	同(中村三之丞君紹介)(第一四四六號)	五一三	同(中村三之丞君紹介)(第一四四六號)
四五二	同(端上房太郎君紹介)(第一四二八號)	四六九	国立病院等における看護婦の雇休のための定員確保に関する請願外二件(床次徳二君紹介)(第一三七二號)	四八四	同(塚原俊郎君紹介)(第一四三七七號)	五〇〇	同(中曾根康弘君紹介)(第一四五〇號)	五一四	戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する請願(赤松勇君紹介)(第一四三二號)	五一四	戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する請願(赤松勇君紹介)(第一四三二號)
四五三	同(松前重義君紹介)(第一四二九號)	四七〇	同(山手満男君紹介)(第一四三〇號)	四八五	同(中曾根康弘君紹介)(第一四三三號)	五〇一	同(柳田秀一君紹介)(第一四五〇號)	五一五	戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する請願(赤松勇君紹介)(第一四三二號)	五一五	戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する請願(赤松勇君紹介)(第一四三二號)
四五四	同(村上勇君紹介)(第一四三〇號)	四七一	同(山手満男君紹介)(第一四三〇號)	四八六	国立療養所等における看護婦の定員増加に関する請願(福田越夫君紹介)(第一三七九號)	五〇二	同(中曾根康弘君紹介)(第一四五〇號)	五一六	同(赤松勇君紹介)(第一四三三號)	五一六	同(赤松勇君紹介)(第一四三三號)
四五五	同(山花秀雄君紹介)(第一四三七三號)	四七二	環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定の請願(床次徳二君紹介)(第一三七三三號)	四八七	同(中曾根康弘君紹介)(第一四五四號)	五〇三	同(中曾根康弘君紹介)(第一四五〇號)	五一七	生活保護予算増額に関する請願(岡崎英城君紹介)(第一四三三號)	五一七	生活保護予算増額に関する請願(岡崎英城君紹介)(第一四三三號)
四五六	健康保険法の一部改正反対及び医療給付費二割国庫負担に關する請願(川上實一君紹介)(第一三六八號)	四七三	同(山花秀雄君紹介)(第一四七六號)	四八八	同(中曾根康弘君紹介)(第一四五四號)	五〇四	同(中曾根康弘君紹介)(第一四五〇號)				
四五七	健康保険法の一部改正反対及び医療給付費二割国庫負担に關する請願(川上實一君紹介)(第一三六八號)	四七四	同(山花秀雄君紹介)(第一四七六號)	四八九	同(中曾根康弘君紹介)(第一四五四號)	五〇五	同(中曾根康弘君紹介)(第一四五〇號)				

五二八	(一四三八号) 生活保護基準引上げ等に関する請願(岡崎英城君紹介)
五一九	生活保護法による生活基準額増額に関する請願(河野密君紹介)(第一四四八号)
五二〇	健康保険法の一部改正反対に関する請願外一件(岡崎英城君紹介)(第一四六五号)
五二一	同(河野密君紹介)(第一四六六号)
五二二	同(中曾根康弘君紹介)(第一四六七号)
五二三	同(原彪君紹介)(第一四六八号)
五四四	同外二件(山花秀雄君紹介)(第一四六九号)
五二五	同(柳田秀一君紹介)(第一四七〇号)
五二六	結核回復者の職業保障に関する請願外一件(山花秀雄君紹介)(第一四七二号)
五二七	完全給食及び完全看護制度等に関する請願(山花秀雄君紹介)(第一四七三号)
五二八	生活保護法の改正に関する請願外四件(山花秀雄君紹介)(第一四七四号)
五二九	結核療養者の生活扶助費引上げに関する請願(原彪君紹介)(第一四七八号)
五三〇	完全看護に関する請願(原彪君紹介)(第一四七九号)
五三一	未帰還者留守家族等援護法による療養者の入院費一部負担撤廃の請願(栗原俊夫君紹介)(第一五三二号)
五三二	国立療養所の施設費増額に関する請願(栗原俊夫君紹介)(第一五三三号)
五三三	未帰還者留守家族等援護法による療養者に生活費支給の請願(栗原俊夫君紹介)(第一五三四号)
五三四	身体傷害者手帳交付基準拡大に関する請願(栗原俊夫君紹介)(第一五三六号)
五三五	健康保険法及び生活保護法の一部改正等に関する請願(塚原俊郎君紹介)(第一五三七号)
五三六	健康保険の赤字国庫負担等に関する請願(帆足計君紹介)(第一五三八号)
五三七	健康保険法の一部改正及び生活保護法の引締め反対に関する請願(帆足計君紹介)(第一五三九号)
五三八	同(山花秀雄君紹介)(第一五四〇号)
五三九	生活保護法の最低生活基準額引上げの請願(苗ヶ久保重光君紹介)(第一五四一号)
五四〇	同外一件(栗原俊夫君紹介)(第一五四二号)
五四一	同(帆足計君紹介)(第一五四三号)
五四二	健康保険の赤字金額国庫負担に関する請願(苗ヶ久保重光君紹介)(第一五四四号)
五四三	国立療養所等の賄費増額に関する請願(苗ヶ久保重光君紹介)(第一五四五号)
五四四	同外一件(栗原俊夫君紹介)(第一五四六号)
五四五	健康保険法の一部改正反対に関する請願外一件(栗原俊夫君紹介)(第一五四七号)
五四六	同(岡崎英城君紹介)(第一五四八号)
五四七	同(神近市子君紹介)(第一五四九号)
五四八	同(島上善五郎君紹介)(第一五五〇号)
五四九	同(山花秀雄君紹介)(第一五五一号)
五五〇	同(門司亮君紹介)(第一五五二号)
五五一	社会保険費増額に関する請願(苗ヶ久保重光君紹介)(第一五五三号)
五五二	国立療養所等における看護婦の定員増加に関する請願(苗ヶ久保重光君紹介)(第一五五四号)
五五三	棉遺患者の生活保障に関する請願(苗ヶ久保重光君紹介)(第一五五五号)
五五四	結核回復者に対する職及び住宅確保に関する請願(苗ヶ久保重光君紹介)(第一五五六号)
五五五	同外一件(栗原俊夫君紹介)(第一五五七号)
五五六	同(島上善五郎君紹介)(第一五五八号)
五五七	同(門司亮君紹介)(第一五五九号)
五五八	国立病院等の付添制限緩和に関する請願(島上善五郎君紹介)(第一五六〇号)
五五九	生活保護法等の一部改正に関する請願(島上善五郎君紹介)(第一五六一号)
五六〇	同(帆足計君紹介)(第一五六二号)
五六一	健康保険法の一部改正反対及び医療給付費二割国庫負担等に関する請願(帆足計君紹介)(第一五六三号)
五六二	国立療養所等における医師定員の増加及び待遇改善に関する請願(苗ヶ久保重光君紹介)(第一五六四号)
五六三	結核回復者に対する後保護の立法化等に関する請願(苗ヶ久保重光君紹介)(第一五六五号)
五六四	結核予防予算増額及び治療費全額国庫負担に関する請願(苗ヶ久保重光君紹介)(第一五六六号)
五六五	同外一件(栗原俊夫君紹介)(第一五六七号)
五六六	結核療養所等の医師及び従業員の待遇改善に関する請願(栗原俊夫君紹介)(第一五六八号)
五六七	国立療養所における作業療法拡充等に関する請願(苗ヶ久保重光君紹介)(第一五六九号)
五六八	同外一件(栗原俊夫君紹介)(第一五七〇号)
五六九	同(山花秀雄君紹介)(第一五七一號)
五七〇	生活保護法による生活基準額増額に関する請願(山花秀雄君紹介)(第一五七二号)
五七一	健康保険法等の一部を改正する法律案反対に関する請願(森本靖君紹介)(第一五七三号)
五七二	生活保護基準引上げ等に関する請願(神近市子君紹介)(第一五七四号)
五七三	同(原彪君紹介)(第一五七五号)
五七四	同外一件(帆足計君紹介)(第一五七六号)
五七五	国立病院等に准看護婦の進学コース設置に関する請願(横鎌重吉君紹介)(第一五七七号)
五七六	国立病院等における看護婦の産休のための定員確保に関する請願(辻原淑市君紹介)(第一五七八号)
五七七	同(床次徳二君紹介)(第一五七九号)
五七八	環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定の請願(五島虎雄君紹介)(第一五八〇号)
五七九	同(高瀬傳君紹介)(第一五八一号)
五八〇	同(松井政吉君紹介)(第一五八二号)
五八一	同(松岡松平君紹介)(第一五八三号)
五八二	同(小坂善太郎君紹介)(第一五八四号)
五八三	同外四件(五島虎雄君紹介)(第一五八五号)
五八四	同(平田ヒデ君紹介)(第一五八六号)
五八五	衛生検査技師の身分法制定に関する請願(阿左美廣治君紹介)(第一五八七号)

五八六	同(小川半次君紹介)(第一五八五号)	五九八	環境衛生関係營業の運営の適正化に関する法律制定の請願(松岡駒吉君紹介)(第一六八二号)	六二五	生活保護法等の一部改正に関する請願(木崎茂男君紹介)(第一六九三三号)	六三二	同(荒船清十郎君紹介)(第一七五三三号)	六四九	同(五十嵐吉藏君紹介)(第一七二二二号)
五八七	同(大石武一君紹介)(第一五八六号)	五九九	同(山下榮二君紹介)(第一六八三三号)	六二六	国立療養所等の賄費増額に関する請願外一件(木崎茂男君紹介)(第一六九四四号)	六三三	同(五十嵐吉藏君紹介)(第一七五四四号)	六五〇	社会保障費増額に関する請願(五十嵐吉藏君紹介)(第一七二三三号)
五八八	同(白濱仁吉君紹介)(第一五八七号)	六〇〇	同(川島正次郎君紹介)(第一七六一号)	六二七	同(五十嵐吉藏君紹介)(第一六九五五号)	六三四	同(杉浦武雄君紹介)(第一七五五五号)	六五一	婦孺患者の生活保障に関する請願(五十嵐吉藏君紹介)(第一七二四四号)
五八九	同外一件(高村坂彦君紹介)(第一六三三三号)	六〇一	同(渡海元三郎君紹介)(第一七六二二号)	六二八	同(鈴木茂三郎君紹介)(第一六九六六号)	六三五	同(並木芳雄君紹介)(第一七五六六号)	六五二	結核回復者に対する職及び住宅確保に関する請願(五十嵐吉藏君紹介)(第一七一五五号)
五九〇	駐留軍撤退等に伴う駐留軍労働者の失業対策に関する請願(足鹿覺君紹介)(第一六三三三号)	六〇二	同(坊秀男君紹介)(第一七六三三三号)	六二九	同(鈴木茂三郎君紹介)(第一六九五五号)	六三六	同(福永健司君紹介)(第一七五七七号)	六五三	国立療養所等における医師定員の増加及び待遇改善に関する請願(五十嵐吉藏君紹介)(第一七一六六号)
五九一	生活保護法による医療扶助の引締め反対に関する請願(門司亮君紹介)(第一六三八号)	六〇三	衛生検査技師の身分法制定に関する請願(今澄勇君紹介)(第一六八四四号)	六三〇	同(木崎茂男君紹介)(第一六九七七号)	六三七	同(松永東君紹介)(第一七五七八号)	六五四	結核予防予算増額及び治療費全額国庫負担に関する請願(五十嵐吉藏君紹介)(第一七一七七号)
五九二	戦傷病再発医療費全額国庫負担に関する請願(小澤佐重喜君紹介)(第一六三四号)	六〇四	同(小島徹三君紹介)(第一六八五五号)	六三一	同(櫻井奎夫君紹介)(第一六九九九号)	六三八	同(八木一郎君紹介)(第一七五九九号)	六五五	結核回復者に対する後保護の立法化等に関する請願(五十嵐吉藏君紹介)(第一七一七八号)
五九三	健康保険法等の一部を改正する法律案反対に関する請願(西村彰一君紹介)(第一六三五五号)	六〇五	同(中島茂喜君紹介)(第一六八六六号)	六三二	健康保険法等の一部を改正する法律案反対に関する請願(白井莊一君外一名紹介)(第一七〇〇〇号)	六三九	同(横川重次君紹介)(第一七六〇〇号)	六五六	国立療養所における作業療法拡充等に関する請願(五十嵐吉藏君紹介)(第一七一八九号)
五九四	健康保険法の一部改正反対等に関する請願外二件(西村彰一君紹介)(第一六三六三六号)	六〇六	同(山本猛夫君紹介)(第一六八七七号)	六三三	同(奥村文十郎君紹介)(第一七〇一一号)	六四〇	同(穂積七郎君紹介)(第一七九六六号)	六五七	結核回復者の職業保障に関する請願(櫻井奎夫君紹介)(第一七二〇〇号)
五九五	失業対策事業の就労人員増加等に関する請願(赤松勇君紹介)(第一六七九号)	六〇七	同外一件(田子一民君紹介)(第一七六八八号)	六三四	同(奥村文十郎君紹介)(第一七〇一一号)	六四一	同(井谷正吉君紹介)(第一七七九七号)	六五八	同(鈴木茂三郎君紹介)(第一七二一一号)
五九六	健康保険法の一部改正反対及び赤字国庫負担等に関する請願(横瀬重吉君紹介)(第一六八〇〇号)	六〇八	同(前尾繁三郎君紹介)(第一七六九九号)	六三五	同(並木芳雄君紹介)(第一七〇五五号)	六四二	同(田中繪男君紹介)(第一七九八八号)	六五九	健康保険法及び生活保護法の一部改正等に関する請願(神近市子君紹介)(第一七二二二号)
五九七	傷病手当金給付期間延長及び療養給付の制限撤廃等に関する請願(帆足計君紹介)(第一六八一八号)	六〇九	国立病院等に看護婦の進学コース設置に関する請願(井堀繁雄君紹介)(第一六八八八号)	六三六	同(古井喜實君外二名紹介)(第一七〇六六号)	六四三	同(松井政吉君紹介)(第一七九九九号)		
		六一〇	同(北山愛郎君紹介)(第一六八九九号)	六三七	同(内藤友明君紹介)(第一七〇五五号)	六四四	同(八木昇君紹介)(第一七八〇〇号)		
		六一一	同(西村力弥君紹介)(第一六九〇〇号)	六三八	同(鈴木茂三郎君紹介)(第一六九五五号)	六四五	健康保険法の一部改正反対等に関する請願(山花秀雄君紹介)(第一七〇七七号)		
		六一二	同外一件(大坪保雄君紹介)(第一六九四四号)	六三九	同(古井喜實君外二名紹介)(第一七〇六六号)	六四六	健康保険法の一部改正反対及び医療給付費二割国庫負担等に関する請願(木崎茂男君紹介)(第一七〇九九号)		
		六一三	生活保護法の最低生活基準額引上げの請願(五十嵐吉藏君紹介)(第一六九一一号)	六四〇	同(阿左美廣治君紹介)(第一七五一五号)	六四七	同(島上善五郎君紹介)(第一七一〇〇号)		
		六一四	同(木崎茂男君紹介)(第一六九一一号)	六四一	同(青木正君紹介)(第一七一七五五号)	六四八	国立療養所等における看護婦の定員増加に関する請願(木崎茂男君紹介)(第一七一七五五号)		
				六四二	同(青木正君紹介)(第一七一七五五号)	六四九	同(木崎茂男君紹介)(第一七一七五五号)		

第一類第七号 社会労働委員会議録第五十一号 昭和三十二年五月十五日

六六一	遺骨収集に関する請願(川崎秀二君紹介)(第一七四六号)	六七四	同(田中利勝君紹介)(第一八二一号)	六九〇	国立療養所における作業療法拡充等に関する請願(武藤運十郎君紹介)(第一八一八号)	七〇四	生活保護法の最低生活基準額引上げの請願(加藤鐵五郎君紹介)(第一八三九号)	七二〇	戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する請願(原健三郎君紹介)(第一九八四号)
六六二	国立病院等における看護婦の産休のための定員確保に関する請願(大坪保雄君紹介)(第一七六五号)	六七五	同(山田長司君紹介)(第一八二二号)	六九一	衛生検査技師の身分法制定に関する請願(林讓治君紹介)(第一八九八号)	七〇五	同(佐々木更三君紹介)(第一八九〇号)	七二一	健康保険法の一部を改正する法律案反対に関する請願(赤路友藏君紹介)(第一九八五号)
六六三	同(小島徹三君紹介)(第一七六六号)	六七六	同(薩摩雄次君紹介)(第一八九六号)	六九二	同(亘四郎君紹介)(第一八九九号)	七〇六	衛生検査技師の身分法制定に関する請願(田中正巳君紹介)(第一八五〇号)	七二二	同(原健三郎君紹介)(第一九八六号)
六六四	同(田中正巳君紹介)(第一七七七号)	六七七	同(木村文男君紹介)(第一八四〇号)	六九三	原爆被災者援護法制定に関する請願(堤康次郎君紹介)(第一八八八号)	七〇七	同(菅野和太郎君紹介)(第一八五一号)	七二三	同(床次徳二君外七名紹介)(第二〇一四号)
六六五	名古屋公共職業安定所春日井出張所昇格に関する請願(赤松勇君紹介)(第一八〇六号)	六七八	同(鈴木周次郎君紹介)(第一八四二号)	六九四	高梁市の風土病予防対策に関する請願(山崎始男君紹介)(第一八八九号)	七〇八	同(松山義雄君紹介)(第一八五二号)	七二四	同(大坪保雄君紹介)(第二〇一五号)
六六六	環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定の請願外一件(五島虎雄君紹介)(第一八〇七号)	六七九	同(中島茂喜君紹介)(第一八四三号)	六九五	健康保険法の一部改正反対に関する請願(佐々木更三君紹介)(第一八九一号)	七〇九	健康保険法の一部改正反対等に関する請願(南好雄君紹介)(第一九〇五号)	七二五	同(鈴木直人君紹介)(第二〇一六号)
六六七	同(西尾末廣君紹介)(第一八〇八号)	六八〇	同(星島二郎君紹介)(第一八四四号)	六九六	国立療養所等の賄費増額に関する請願(佐々木更三君紹介)(第一八九二号)	七一〇	衛生検査技師の身分法制定に関する請願(内田常雄君紹介)(第一九四四号)	七二六	同(高木松吉君紹介)(第二〇一七号)
六六八	同(西村直己君紹介)(第一八四九号)	六八一	同(桑下國雄君紹介)(第一八四六号)	六九七	生活保護基準引上げ等に関する請願(鈴木茂三郎君紹介)(第一八九三三三)	七一一	同(龜山孝一君紹介)(第一九四五号)	七二七	同(保利茂君紹介)(第二〇一八号)
六六九	同(宇都宮徳馬君紹介)(第一九〇〇号)	六八二	同(山口好一君紹介)(第一八四七号)	六九八	同(宇都宮徳馬君紹介)(第一八九四四)	七一二	同(石山權作君紹介)(第一九八八号)	七二八	同(眞崎勝次君紹介)(第二〇一九号)
六七〇	同(五島虎雄君紹介)(第一九〇一号)	六八三	同(山崎始男君紹介)(第一八四七号)	六九九	奄美大島地区戦没者遺族に死亡時給与金支給に関する請願(二階堂進君紹介)(第一八九七号)	七一三	同(小林信一君紹介)(第一九八九号)	七二九	国立病院等に看護婦の進学コース設置に関する請願(田中稔男君紹介)(第一九八七号)
六七一	同(二階堂進君紹介)(第一九〇二号)	六八四	同(武藤運十郎君紹介)(第一八四七号)	七〇〇	戦没者遺族の処遇改善に関する請願(池田清志君紹介)(第一八三七七号)	七一四	同(小井信一君紹介)(第一九四七号)	七三〇	戦傷病者再発医療費全額国庫負担に関する請願(原健三郎君紹介)(第二〇〇〇号)
六七二	国立病院等に看護婦の進学コース設置に関する請願外二件(戸叶里子君紹介)(第一八〇九号)	六八五	同(武藤運十郎君紹介)(第一八四七号)	七〇一	戦没者遺族の処遇改善に関する請願(池田清志君紹介)(第一八三七七号)	七一五	同(澤野清吾君紹介)(第一九四七号)	七三一	戦傷病者の更生及び援護に関する請願(山崎雄君紹介)(第二〇一一号)
六七三	健康保険法の一部を改正する法律案反対に関する請願(稻村隆一君紹介)(第一八一〇号)	六八六	同(武藤運十郎君紹介)(第一八四七号)	七〇二	戦傷病者再発医療費全額国庫負担に関する請願(大野市郎君紹介)(第一八三八八号)	七一六	同(日井莊一君紹介)(第二〇一三三)	七三二	戦傷病者再発医療費全額国庫負担に関する請願(池田清志君紹介)(第二〇一二号)
		六八七	同(武藤運十郎君紹介)(第一八四七号)	七〇三	同(下平正一君紹介)(第一八四七号)	七一九	戦傷病者援護の単独法制定に関する請願(原健三郎君紹介)(第一八四七号)	七三三	社会事業施設従事者の期末、超勤手当算確保に関する請願(西村榮一君外一

七三四	同(滝井義高君外一名紹介)(第二〇七七号)	七五一	同(堂森芳夫君紹介)(第二〇八四号)	七九三	広島市の失業対策事業労力費補助基本日額改訂に関する請願(佐竹新市君紹介)(第二三二〇号)
七三五	戦傷病者雇用法制定に関する請願(薩摩雄次君紹介)(第二〇七八号)	七五二	同(三宅正一君紹介)(第二〇八五号)	七八一	関する請願(吉川久衛君紹介)(第二一九八号)
七三六	同(滝井義高君紹介)(第二〇七九号)	七五三	同(渡邊良夫君紹介)(第二一四四号)	七八二	砂川町の簡易水道施設費国庫補助に関する請願(山花秀雄君紹介)(第二一九九号)
七三七	同(吉川兼光君紹介)(第二〇八〇号)	七五四	同(石田有全君紹介)(第二一五九号)	七八三	消費生活協同組合活動の制限反対等に関する請願(伊藤四郎君紹介)(第二二〇〇号)
七三八	健康保険法等の一部を改正する法律案反対に関する請願(中馬辰猪君紹介)(第二〇八一号)	七五五	同(大野市郎君紹介)(第二一六〇号)	七八四	大工、左官及びこれに準ずる労働者の社会保障に関する請願(田中彰治君紹介)(第二二一五号)
七三九	同(薩摩雄次君紹介)(第二一二五号)	七五六	環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定の請願外一件(鹿野彦吉君紹介)(第二二〇八六号)	七八五	原子爆弾被爆者の医療等に関する法律案に傷病手当金追加に関する請願(高橋順一君紹介)(第二二二六号)
七四〇	同(内藤友明君紹介)(第二一二六号)	七五七	同(三宅正一君紹介)(第二二〇八七号)	七八六	同(松本瀧蔵君紹介)(第二二二八号)
七四一	同(阿部五郎君紹介)(第二一五二号)	七五八	同(越智茂君紹介)(第二二二二号)	七八七	同(高津正道君紹介)(第二二四五号)
七四二	同(赤城宗徳君紹介)(第二一五二号)	七五九	同(高橋順一君紹介)(第二二二三号)	七八八	戦傷病者の更生及び援護に関する請願(橋橋渡君紹介)(第二二二九号)
七四三	同(大久保留次郎君紹介)(第二二五三三号)	七六〇	同(田中稔男君紹介)(第二一六一号)	七八九	戦傷病者雇用法制定に関する請願外一件(橋橋渡君紹介)(第二二三〇号)
七四四	同(大高康君紹介)(第二二五四号)	七六一	同(一件古川丈吉君紹介)(第二二六二二号)	七九〇	同(飛鳥田一雄君紹介)(第二二四六号)
七四五	同(北澤直吉君紹介)(第二二五五号)	七六二	健康保険法の一部改正反対等に関する請願(吉川兼光君紹介)(第二二〇八八号)	七九一	健康保険法の改正に関する請願(高津正道君紹介)(第二二四四号)
七四六	同(塚原俊郎君紹介)(第二二五六号)	七六三	同(白井莊一君紹介)(第二二二二二号)	七九二	衛生検査技師の身分法制定に関する請願外一件(福田昌子君紹介)(第二二四七号)
七四七	同(橋本登美三郎君紹介)(第二二五七号)	七六四	衛生検査技師の身分法制定に関する請願(小西寅松君紹介)(第二二〇八九号)	七九三	同(菅野和太郎君紹介)(第二三一九号)
七四八	同(山本兼吉君紹介)(第二二五八号)	七六五	同(八田貞義君紹介)(第二二一六五号)	八〇〇	同(中村三之丞君紹介)(第二三二〇号)
七四九	大工、左官及びこれに準ずる労働者の社会保障に関する請願(岡良一君紹介)(第二二〇八二号)	七六六	原子爆弾被爆者の医療等に関する法律案に傷病手当金追加に関する請願外一件(木原津典志君紹介)(第二二一五五号)	八〇一	同(岡崎英城君紹介)(第二三三六号)
七五〇	同(浅沼稻次郎君紹介)(第二二〇八三三号)	七六七	保育所の国庫負担額引下げ	八〇二	同(高橋等君紹介)(第二四〇二号)
		七七八	健康保険法の一部改正反対等に関する請願(伊藤四郎君紹介)(第二二一九五号)	八〇三	衛生検査技師の身分法制定に関する請願外一件(伊東隆治君紹介)(第二三三八号)
		七七八	健康保険法等の一部を改正する法律案反対に関する請願(風見章吉君紹介)(第二一九七号)	八〇四	同(菅野和太郎君紹介)(第二三一九号)
		七七九	同(飛鳥田一雄君紹介)(第二二二八七号)	八〇五	同(中村三之丞君紹介)(第二三二〇号)
		七八〇	元満州開拓民の処遇改善に	八〇六	同(小川半次君紹介)(第二二二二二号)
		七八一	等反対に関する請願(西村彰一君紹介)(第二二一六六号)		
		七八二	日雇労働者の賃金値上げ等に関する請願(山花秀雄君紹介)(第二二一七号)		
		七八三	国立療養所の増額増額等に関する請願(岡本隆一君紹介)(第二二一八号)		
		七八四	国立療養所における長期欠勤看護婦の予備定員確保に関する請願(岡本隆一君紹介)(第二二一九号)		
		七八五	生活保護予算増額に関する請願(岡本隆一君紹介)(第二二二〇号)		
		七八六	健康保険法の一部改正反対に関する請願(椎名悦三郎君紹介)(第二二六三三号)		
		七八七	国立療養所等の増額増額に関する請願(椎名悦三郎君紹介)(第二二六四号)		
		七八八	健康保険法の一部改正反対等に関する請願(横重吉君紹介)(第二二九四号)		
		七八九	同(高岡大輔君紹介)(第二二二五五号)		
		七九〇	健康保険法の一部改正反対に関する請願(伊藤四郎君紹介)(第二二一九五号)		
		七九一	同(横重吉君紹介)(第二二一九六号)		
		七九二	健康保険法等の一部を改正する法律案反対に関する請願(風見章吉君紹介)(第二一九七号)		
		七九三	同(飛鳥田一雄君紹介)(第二二二八七号)		
		七九四	元満州開拓民の処遇改善に		
		七九五	消費生活協同組合活動の制限反対等に関する請願(伊藤四郎君紹介)(第二二〇〇号)		
		七九六	大工、左官及びこれに準ずる労働者の社会保障に関する請願(田中彰治君紹介)(第二二一五号)		
		七九七	原子爆弾被爆者の医療等に関する法律案に傷病手当金追加に関する請願(高橋順一君紹介)(第二二二六号)		
		七九八	同(松本瀧蔵君紹介)(第二二二八号)		
		七九九	同(高津正道君紹介)(第二二四五号)		
		八〇〇	戦傷病者の更生及び援護に関する請願(橋橋渡君紹介)(第二二二九号)		
		八〇一	戦傷病者雇用法制定に関する請願外一件(橋橋渡君紹介)(第二二三〇号)		
		八〇二	同(飛鳥田一雄君紹介)(第二二四六号)		
		八〇三	健康保険法の改正に関する請願(高津正道君紹介)(第二二四四号)		
		八〇四	衛生検査技師の身分法制定に関する請願外一件(福田昌子君紹介)(第二二四七号)		
		八〇五	同(菅野和太郎君紹介)(第二三一九号)		
		八〇六	同(中村三之丞君紹介)(第二三二〇号)		
			同(小川半次君紹介)(第二二二二二号)		

八〇七	同(荻野豊平君紹介)(第二三七五号)
八〇八	同(堂森芳夫君紹介)(第二四〇三号)
八〇九	同(吉川兼光君紹介)(第二四〇四号)
八一〇	健康保険法等の一部を改正する法律案反対に関する請願(菅太郎君紹介)(第二三二一號)
八一一	同(江崎真澄君紹介)(第二三二二號)
八一二	同(原健三郎君紹介)(第二三二三號)
八一三	同(一萬田尚登君紹介)(第二三二七二號)
八一四	同(稻葉修君紹介)(第二三七三號)
八一五	同(成田知巳君紹介)(第二四〇五號)
八一六	原子爆弾被爆者の医療等に関する法律案に傷病手当金追加に関する請願外一件(佐竹新市君紹介)(第二三四四號)
八一七	同(田中武夫君紹介)(第二三五五號)
八一八	同(山下榮二君紹介)(第二三二六號)
八一九	同(五島虎雄君紹介)(第二四〇六號)
八二〇	健康保険法の一部改正反対等に関する請願(猪俣浩三君紹介)(第二三二七號)
八二一	奄美大島地区戦没者遺族に死亡時給与金支給に関する請願(伊東隆治君紹介)(第二三三八號)
八二二	戦傷病再発医療費全額国庫負担に関する請願(花村四郎君紹介)(第二三二九號)
八二三	健康保険法の一部改正反対に関する請願(吉川兼光君紹介)(第二三三〇號)
八二四	同(横越重吉君紹介)(第二三七七號)
八二五	日雇労働者の賃金値上げ等に関する請願(永山忠則君紹介)(第二三七八號)
八二六	引揚者給付金等支給法案中の支給範囲に終戦前旧蘭印引揚者包含の請願(床次徳二君紹介)(第二四七二號)
八二七	引揚者給付金等支給法案中の支給範囲に戦前旧マレー引揚者包含の請願(床次徳二君紹介)(第二四七三號)
八二八	国立病院等の常勤勤務者定員化に関する請願(滝井義高君紹介)(第二四七四號)
八二九	健康保険法の一部改正反対に関する請願(有馬輝武君紹介)(第二四七五號)
八三〇	生活保護法等の一部改正に関する請願(有馬輝武君紹介)(第二四七六號)
八三一	衛生検査技師の身分法制定に関する請願(安藤覺君紹介)(第二四七七號)
八三二	同(滝井義高君紹介)(第二四七八號)
八三三	同(菅野和太郎君紹介)(第二五一七號)
八三四	同(山花秀雄君紹介)(第二五一八號)
八三五	環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定の
八三六	請願(片山哲君紹介)(第二四七九號)
八三七	同(猪俣浩三君紹介)(第二五一九號)
八三八	戦傷病再発医療費全額国庫負担に関する請願(竹山祐太郎君紹介)(第二四八一號)
八三九	戦没者遺族の処遇改善に関する請願(有馬輝武君紹介)(第二五一六號)
八四〇	はり、きゅう、マッサージ師に健康保険等適用に関する請願(黒金泰美君紹介)(第二五二〇號)
八四一	戦傷病者雇用用法制定に関する請願(滝井義高君紹介)(第二五二一號)
八四二	健康保険法の一部改正反対等に関する請願(徳田與吉郎君紹介)(第二五二二號)
八四三	引揚者給付金等支給法案中の支給範囲に終戦前旧蘭印引揚者包含の請願(床次徳二君紹介)(第二五四八號)
八四四	同(千葉三郎君紹介)(第二五八八號)
八四五	同(松永東君紹介)(第二五八九號)
八四六	同(田中稔男君紹介)(第二六〇五號)
八四七	同(田原春次君紹介)(第二六〇六號)
八四八	大工、左官及びこれに準ずる労働者の社会保障に関する請願(亘四郎君紹介)(第二五四九號)
八四九	引揚者給付金等支給法案中の支給範囲に戦前旧マレー引揚者包含の請願(床次徳二君紹介)(第二五九〇號)
八五〇	同(田原春次君紹介)(第二六三〇號)
八五一	同(吉川兼光君紹介)(第二六三一號)
八五二	衛生検査技師の身分法制定に関する請願(首藤新八君紹介)(第二五九一號)
八五三	同(中島茂喜君紹介)(第二五九二號)
八五四	同(五島虎雄君紹介)(第二六〇七號)
八五五	遺族処遇に関する請願(竹尾式君紹介)(第二五九三號)
八五六	環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定の請願(今村等君紹介)(第二六〇二號)
八五七	同(島上善五郎君紹介)(第二六〇三號)
八五八	同(簡牛九夫君紹介)(第二六〇四號)
八五九	国立日向療養所の新築移転に関する請願(伊東岩男君紹介)(第二六二九號)
八六〇	戦傷病者雇用用法制定に関する請願(中原健次君紹介)(第二六三二號)
八六一	同(門司亮君紹介)(第二六三三號)
八六二	同外一件(山崎巖君紹介)(第二六三四號)
八六三	戦傷病再発医療費全額国庫負担に関する請願(白井莊一君紹介)(第二六五七號)
八六四	労使法制定に関する請願(原健三郎君紹介)(第二六五八號)
八六五	失業救済の開墾事業実施に関する請願(原健三郎君紹介)(第二六五九號)
八六六	引揚者給付金等支給法案中の支給範囲に戦前旧マレー引揚者包含の請願(田中稔男君紹介)(第二六八五號)
八六七	同(遠藤三郎君紹介)(第二七六九號)
八六八	八戸市に労災病院誘致に関する請願(夏堀源三郎君紹介)(第二六八六號)
八六九	動員学徒犠牲者補償に関する請願(田中龍夫君紹介)(第二七一八號)
八七〇	衛生検査技師の身分法制定に関する請願(草野一郎平君紹介)(第二七一九號)
八七一	同外一件(林博君紹介)(第二七四四號)
八七二	環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定の請願(福田篤泰君紹介)(第二七二〇號)
八七三	同(薩摩雄次君紹介)(第二七四三號)
八七四	角腹移植に関する請願(松前重義君紹介)(第二七三一號)
八七五	大工、左官及びこれに準ずる労働者の社会保障に関する請願外一件(三宅正一君

[illegible]

請願（戸塚九一郎君紹介）
（第三一七七号）

九四三 指定薬品以外の医薬品販売

願(中山マサ君紹介)(第三
一七八号)

する請願(花村四郎君紹介)
(第三一七九号)

る国庫補助増額等に関する
請願（山口丈太郎君紹介）

九四六 簡易上水道事業の決定促進
に関する請願(小枝一雄君)

九四七 特殊漁船乗組員の戦没者遺族援護に関する請願(星島)

九四八 下関市の社会保険診療報酬
号)

(野澤清人君紹介)(第三二二七号)

藤鏖五郎君紹介)(第三二二
八号)

高齡者養老年金法制定に關する請願(中島巖君紹介)

完全雇用のため国土開発事業実施に関する請願(原健三郎君以下)(第三二三)

環境整備に関する請願(荒船清十郎君紹介)(第三二三二号)

○藤本委員長 これより会議を開きます。

す。眞寢を続行いたします。滝井義高君。

ことによって小規模の水道の布設とい
うものが盛んに行われる状態が出てく

府県にそれらの技術的な事務をつかさどるエキスパートというものが欠けて

通つても実質的な設計の指導、審査というものがうまくいかないのじゃない

とも二、三名程度は国の経費をもつて技術者を置く必要があるだろう、全く

う意思表明がございました。こういう点は、むしろこれは大蔵省に来ても

要があるかと思うのです。厚生当局は賛成でございます。そこで、当面すぐ

す今回科学技術の委員会では技術士法というものが成立をいたしましたして、今後

術士というものはおそらく事務所を開
設することになるだろうと思うので

たつておるようでございます。私はこの
いう条文はきわめて妥当な条文だと思
います。問題はこの四十一條には水
道事業と水道用水供給事業と二間の調
整がうたわれておるのです。ところが
簡易水道の間の調整——これはこの前
八田君も質問しておりましたが、水源
が一つしかない。しかしその部落部
落は五千以下の人口である。ところが
これらの三つなら三つの五千以下の市
なり町村が行なつておる簡易水道事業
が、一体になつて一つの水源から水を
とるといふことになると経費も非常に
省ける。ところがそういう点について
は、簡易水道は補助との関係で欠ける
点があるので調整の弊が起る可能性が
ある。そういう点については行政で指
導して、できるだけ一本の水道から、
合理的に、分れた部落でやれるように
するのだという意味の御説明があつた
ようでございます。ところが四十一條
に水道事業なり水道用水供給事業者間
の一体的経営については言かれてい
けれども、どうしてこの場合行政指導
でなくて簡易水道についてもそういう
条文を入れなかつたということですか。

○楠本政府委員 この第三条の定義に
おきまして明らかにならぬように、水道事
業、水道事業者というものは一つの總
称でありまして、その中に当然簡易水
道事業が小分けして含まれております
から、この場合は水道事業者といへば
簡易水道事業者も含まれる考え方でご
ざいます。

○滝井委員 実は私もそうではないか
と考えて読んだのですが、ところがこ
れは「厚生大臣は」となつてゐる。そ
れで簡易水道の確保の方は知事がやる
わけなんですか。そこで私は思い直

したので。水道事業だからあるいは
これは簡易水道も入るのじゃないかと
思ったが、四十一條の冒頭には「厚生
大臣は」となつてゐるんで、厚生
大臣または都道府県知事、こうなつて
いけば、そういう疑いは起らないので
す。厚生大臣だけになってゐるので、
簡易水道をやるときには知事であつ
て、厚生大臣は一応関係ないことはな
いけれども、直接まず第一には知事な
んです。どうしてそういう工合に読め
るかということですか。

○楠本政府委員 知事が扱います水道
は、専用水道について確認をすること
が職責でございます。ところが専用
水道は自家用でございますので、特に広
い立場からその合理化をはかるという
ようなことは、その必要がないものと
考えております。

○滝井委員 わかりました。そうしま
す、この四十一條の条文では簡易水
道の一体的な運用というものも含まれ
てゐる。こうして承して差しつかえない
ですね。

○楠本政府委員 御指摘の通りでござ
います。

○滝井委員 そこで小籠さんが見えま
したので、伺いますが、小籠さん、四
十一條です。四十一條をこらんになる
と、水道事業者間もしくは二以上の水
道用水供給事業者間の事業の一体的運
営を厚生大臣が勧告することができ
ることになつてゐるわけですか。この場合
に、水源が一つしかない、そしてそこ
に簡易水道を作る。五千以下の水道事
業者が三つあつた。そうすると、これ
は水源が一つなんですから一本にして
やると、人口が五千をこえてしまふわ
けです。そうすると簡易水道の四十四

條の補助対象にならないわけですか。し
かしこの四十一條から見て、厚生大臣
は、その三つの五千以下の、たとえば
四千でいいですが、四千の四つの部落
に対して、君たち、どうせ上流には水
源が一つしかないんだから、三者が一
体になつて水道事業を経営した方がよ
いだろう、そういう勧告をしたとき
に、その三つの業者に対してそれぞれ
個別的に四十四條の一部の補助とい
うのはいくことになるのかどうかとい
うことです。

○小籠説明員 四十四條の国庫補助の
運用につきましては、水源が一つござ
いまして、それで他に水源がない、そ
してそこから各部落に水道を引かざる
を得ない、こういうような場合におき
まして、これに対して各部落の供給入
口が五千未満である、こういう場合
は四十四條の運用上これを補助してい
くということになって、具体的な条件
をきめまして、一定の条件のもとにそ
の一部を補助していくというこにつ
きましては、厚生省と具体的な話を進
めてゐる段階でございます。四十一條
の規定は厚生大臣の勧告権を規定して
いるわけでございますが、それは四十
一條の規定によつて勧告された場合の
みか、それ以外の場合のみでなしに、
一般的にそういうような条件がありま
した際には、四十四條の運用といいた
しとして補助するように計らうていた
と考へております。四十一條はたまた
まそれを別個にやつてしまふといふ
といったような場合には、勧告権が働
くべき可能性のあるのではないかと
いうに読めるのでありますが、初めか
らこういう四十一條の規定に勧告がな
されても、そういう条件の場合は、具

体的な条件——これはいろいろなケース
があるだろうと思ひますので、その点
は個々具体的なケースについてどうい
うふうによつていくかということを検
討しなければならぬと思ひます。現在
のところは、そういうような気持で対
処していきたい、補助することができ
るようによつていきたい、このように考
へております。

○滝井委員 そうしますと、ABCと
いう三つの町村があつて、人口がみな
五千以下だ。そうすると、その五千以
下の町村が簡易水道をやるといふとき
に、その三つを合すると、一万二千に
なる、四千ずつとすれば、これは四十
一條の実に対象にならない。しかしそ
れが自主的に、水源が一つであるがゆ
えに、あるいは水源はたくさんある
にしても、最も近い最も水質のいい水
源地から三つが期せずして自主的に集
まつて一本の施設でやつていった方が
経費もいろいろ便利だ、こういうとき
には補助の対象になる、それから四十
一條の勧告によつてやるような場合に
ついても補助の対象になる、こう理解
して差しつかえないですね。

したので、従つて自主的にやる場合、
それから勧告を受けてやる場合、二つ
の場合についても予算の範囲内におい
て補助がある、こういうことです。そ
の予算の範囲内の補助は、これはやっ
ぱり大体四分の一補助ということにな
るのですか。一応一般の簡易水道は四
分の一補助ですね、政令で定める
額は。

○小籠説明員 一般の簡易水道につ
きましては、四分の一でございますが、
ブドウ状になつておりましたところの
水道につきまして、これをどういふふう
に計らうていくか、これは個々具体的
なケースについて當てみななければな
らぬと思ひますが、ただいまの厚生省
の考え方では、共通部分、枝葉が出る
わけでありまして、共通部分につきま
して自主的にバランスがとれるように
考へていく、こういうことじゃないか
と考へておりますが、そのほかにもい
ろいろな考え方があると思ひます。そ
れは個々の具体的なケースにつきま
して検討いたしました、バランスがと
れるように考へていきたい、このよう
に思つております。

○滝井委員 大体わかりました。原則
として四分の一。しかし、いい言葉を
覚えてくれたのですが、ブドウ状水道
については共通部分が確かにあるの
で、そういう点は三倍の補助金をやる
必要はないと思ひます。そういう
点、ケース・バイ・ケースで十分考
えになつて補助金を出すようにして
もらいたいと思ひます。

地区にやはり市町村がやっておる水道事業と同じ程度の飲害水道事業があるとして、こういうような場合は、この法案が通ったあととは一体どういうような運営の方法になるのかということ

○楠本政府委員 この法律の趣旨といふところは、両者の話し合いで買収を促進しようということが基本になつておるのであります。従いまして、飲害的な水道の場合におきましても、昨日もお答えを申し上げましたように、当然これは市町村側あるいは事業団側と、買収の話し合いを進めていく以外に方法はないわけでございます。

○滝井委員 事業団でなくて、飲害水道は炭鉱自身、飲害権者がやっておるわけなんです。しかも飲害水道といつても、その会社なら会社の社宅におる住民にやる専用水道が兼飲害水道の形になつておるわけなんです。同時にその市町村には別個に市町村営の水道がある。いわば水道行政が二元にその市町村では行われておる。そういう場合、この法律が通つた後における水道の運営はどうなるのかということなんです。そういう場合に必ず今度は飲害用水水がそれにかまつてきています。それで、その会社はある水源から水を持つてくる。そうしますと、それは一方においては飲害用水として使われ、一方においては専用の水道として使われ、一方においてはそれが同時に飲害水道になつてきておるわけなんです。それはわれわれのところにも多いのです。そして同時にその市町村は別個にみずからが、飲害のない地区については水道をやっておるわけなんです。

しかるに、あとでまた触れますが、北九州は非常に水源が枯渇をしまし、従つてそのやつておる市町村としては、むしろその飲害を与えておる会社の水源地を把握をして、市町村経営の水道と飲害水道を一体にした方が、水道運営、保健衛生の上からきわめて合理的なものです。そういうような場合の運営、指導の仕方はどうなるのかということなんです。四十二条の条文を見ると、中ごろに「その他その区域内において自ら水道事業を営むことが公益の増進のために適正かつ合理的であると認めるときは、厚生大臣の認可を受けて、云々、こうなつておる。従つてこれは、地区の住民の保健衛生の立場から、あるいは四十一條との関係もありまして、水道事業運営の一体的な見地に立ちますと、当然この法律が通れば、市町村長に対して大臣は勧告すべきだと思つておるが、その点はどうかということなんです。

○楠本政府委員 よくわかりました。炭鉱等の経営いたしております水道が、一般住民も多少使つておつて、一般水道事業のような形式を持つており、必ずしも自家用水道とも言い切れません。北九州等にはかなりございまして、この場合に、その施設が必ずしも十分でない、あるいはまた市町村が独自の立場で実施しているものと合併した方が合理的に合理的であるといふときには、当然これは合併して合理化することが適当でございます。従いまして、さような場合には買収の話し合いを進めるよう指導をいたさなければならぬものと、かように考えます。

○滝井委員 そうしますと、そういう場合は、あなたの方は、今後どんな一体的な運営をやるように、事業主に對しても、専用水道をやつておる会社に對しても、あるいは市町村に對しても勧告をされていく、こういう方針で、確認しておきたい。

○楠本政府委員 そうすることがより合理的になる場合には、当然勧告もいたしたいと考えております。

○滝井委員 わかりました。私もそういう勧告をやる方が、やはりこの際必要だろうと思つておる。

次に、これは楠本さんは御存じかどうか知りませんが、熊本県の水俣に奇病が発生している。それで手足の麻痺が起り、言語障害が起り、最終的には盲目の状態になつてくる。死亡率は三二%です。私も、それがどういふ臨床上の他の症状を呈しているか、患者を見ておられるのでよくわかりませんが、とにかく水俣地区の漁民の間には一大恐慌を來たしているというところを、実は熊本県選出の代議士から聞いておるわけなんです。しかもそれが原因不明である。しかし農民の間には、伝えられるところによると、工場の廃液による障害ではないかというところがある。もつぱら言われておる。厚生当局も調査に乗り出しておるというところであるが、一体これはどういふところが原因になつておるのか、実はこれは水に關係があるとは私は見ています。それで、水産庁の方もおいでございまして、水産庁の方はそういうことをお聞きになつたことがあるかどうか。漁民の間にも、もう二、三十人くらいそういう病人が出ておる。死亡率三二%というところ、これは相当高い死亡率です。まず厚生当局から御説明願いたい。

○楠本政府委員 水俣のたたいまお話のございました問題は、よく存じております。存するところではなく、当初から厚生省といたしましては現地の十分な調査をし、また私どもの手元には、關係各省からなる協議会を設けて、この対策に腐心をいたしておりました。まず最初に決定しなければならぬ問題は、この原因が果してどこにあるかといふことを、科学的に突きとめることが第一歩でございます。目下はその点に主力を置いて検討を加えております。もちろん關係各省の御協力も得ております。今までのところは、見通しは得ておりますけれども、もう少し突進めませんと断定的なことは申されません。今の研究の段階では、多分何らかの工場廃液あるいはそれに關連のある事象ではないかと思つておるが、しからばどういふ物質がどういふことでさやうなことを起しておるかということになると、想像はつきませんが、いまだ解明された段階には至つておりません。しかしこの問題は、おそろしくあと、時間がかかりましては一月以内で原因の究明だけはできるのではないかと考えております。なお、原因の究明ができましたらそれに従つてそれぞれ対策を総合的に立案する趣旨でございます。

○新沢説明員 たたいまお話のありました点、私たちもよく存じております。楠本部長からお答えがありましたように、厚生省が主体となつて、關係各省寄りまして対策協議会を作つておりました。私もその中に参加していろいろ原因の究明やそのあとの救済策等の御相談にあずかつておるわけでございます。今もお話がありました通り、当面の問題としては、できるだけ早く原因を究明することに全力が注がれておるわけでありまして、なお實際上の問題といたしましては、湾内魚をとることが事実上できませんので、それに対する対策として、三十年度の浅海養殖関係予算のうちの一部をさいて、害のない地区において養殖と申しますか、新たに補助金を出して浅海養殖の設備をいたしまして、そこで魚をとつたり貝をとつたりする漁業に転換させるといふ方策を講じております。すでに予算については内示をいたしまして、熊本県の当局と事業の実施について御相談を重ねておるところでございます。

○滝井委員 水産庁の方にちよつと尋ねておきたいのですが、今、別個に浅海養殖をやるため築堤等を設けて漁場の転換をはかつておられるわけですね。そうしますと、その湾内に魚類をとるといふことについては漁民に障害が及んでくる、すなわち人体に障害が出てくるということですが、そこに住んでいる魚類には何も影響を与えておりませんか。

○新沢説明員 水産庁の係官が現地へ行つて、見て参つたわけでありまして、原因がまだはつきりいたしておらないのであります。しかし現実に貝が死んでいる、あるいは魚が死んでいる、あるいは非常に弱っている魚が浮いたやうな状態になつておることは見て参つております。ただし、この原因がどこにあるかといふことには對してはまだ慎重な検討を続けなければならぬと思つておるわけでございます。

○滝井委員 その工場は何を作る工場ですか。またその廃液の中には、化学

的な成分でいえるかどうかが入っているのでしょうか。

○楠本政府委員 これは窒素の肥料工場でございます。最近ではビニールその他の製品も作っております。しからばどういふ廃液を出しているかと申しますと、いろいろなものを出しております。それらを目下総合的に慎重に検討いたしております。当初はマンガン等も疑って見ましたが、これらに関係のないことも明らかになってきております。だんだん研究の範囲が縮められてはまっておりますので、先ほどもお答えいたしましたように、おそらく今後一カ月以内で結論が出るのではなからうかと思っております。

○滝井委員 窒素肥料工場、あるいはビニール製品を作っているということがわかりました。これは一カ月くらいで結論が出るということでございますが、速急に出していただきたいと思っております。

宇田さんはまだ見えておりませんが、鉱山保安局長さんお見えのようです。少くも水道事業に関連して、各省にわたる問題を質問させていただきたいと思っております。

水道法案が明日の本会議で衆議院を通過して参議院に回付され、今国会で成立の見通しでございます。最近日本の水資源が非常に重大な危機に直面しておるといふことは、社会保健機構のC・Wクラッセン氏の報告を見るまでもないことだと思っております。今後日本の水道事業というものを円滑に運営していくためには、どうしてもこの問題を解決する以外にないだろうと思つて、まずわれわれが水資源を求める場合に、ダムを作ったりあるいは湖沼から

求めたりしますが、やはり主要なものは河川だと思つております。日本の水資源できわめて大きな障害を受けている河川は淀川、遠賀川で、淀川は工業の発展している地区にあり、遠賀川は鉱業が發展している地区にある。私、淀川についてはその地区に住んでいない関係上十分調査することができませんが、幸い川筋といわれる遠賀川の近くに生まれて遠賀川の水に育ってきまして、遠賀川の実態については、いささか知っております。従つて、まず日本における最も汚濁の著しい遠賀川を例にとりながら関係各省のお考えを承つてみたいと思つております。

現在遠賀川の流域には約百三十六万人くらいの方が住んでおります。日本一の出炭量の多い筑豊炭田をかかえ、そして遠賀川の両岸には約二百有余の炭鉱があるのです。その遠賀川の水は灌漑用水にも利用されております。上水道用にも使われております。鉱業用にも使われておるし、北九州の方に流れていくに至つては工業にも使われております。いわばこの遠賀川は北九州あるいは筑豊炭田あるいは筑豊平野の母親のような役割をしておるといふのがこの川の現在の姿です。ところがここ数年、この遠賀川の汚濁が非常に深刻な状況になって参りまして、いわば水利の限界に達しておるといふのが現在の遠賀川の偽りなき姿です。一体どうして遠賀川の水がそんなに汚濁してきたのかというこの原因を探究してみようと思つておる。その原因を探究するとともに、いろいろな川自体にも変化が起つて参ります。まず変化の第一は河床の地盤の沈下が始まつておる。同時にわれわれの方の言葉でい

ばボタ山あるいはスキップと申しますか、立錐形の丘陵が炭鉱のボタの廃炭によつて作られておる。そのスキップあるいはボタ山からいろいろなものが流れ出て川に入つて、一方河床の地盤が沈下しておるけれども、同時にまたそのボタ山から流れたボタや土によつて川の中にも一つの丘陵みたいなものができておる。それから炭鉱の洗炭の廃液による微粉の堆積が同時にそれにまじつて起つておる。こういう形なんです。しかもその地盤沈下の傾向あるいは河川の形状の変化は最近における石炭ブームに乗つてますます顕著になってきておるといふ現状があるわけなんです。日本における典型的な汚濁水の流れておる遠賀川は今度の水道法に重要な関係を持つことになるわけですが、一体政府はこういう汚濁水の問題をどういふ工合に考えておるのか。こういうことをまず水道法を今度国会に出しております厚生当局のお考えを政務次官から承つておきたい。

○中垣政府委員 ただいまの水の問題につきましては、厚生省の問題ばかりではないのであります。たとえば通産省または農林省等にも関係があるのであります。政府としてはこれはこれらの管理については総合的な立場から考えを別途に立てなければならぬと考えております。

○滝井委員 政府としては総合的な立場からこれらに対する対策を別途に立てなければならぬ、こういうことでございませう。実はぜひそうしてもらつたにきよはわきま各省の関係の方のおいでを願つて質問するわけなんです。遠賀川の両岸の炭鉱から出る石炭は年間千三百万トンだといわれてお

ります。今年度の出炭目標は五千二百七十万トンくらいになっておるようですが、約三割弱程度は筑豊炭田から出ていく。こういう日本の基礎原料である石炭の役割から考えて重要なことになるのですが、まず第一にお尋ねしたいのは、最近炭鉱から出る廃液で汚濁が激しくなつてきたという点の一つ、それからいろいろな有機物質が含まれておる。特に硫黄の含有量が濃厚になつてきておる。しかも最近雨の中に放射性の降下物までまじるという事態です。今、遠賀川から上水道をどの程度とつておるものがあるかということはお聞きませんが、厚生省としては、計算いたしておりませんが、数は明白に申し上げかねますが、厚生省としては、相当なくさんの上水道をとつておりますが、遠賀川の水について科学的な検討を加えたことがあるかどうか。

○楠本政府委員 厚生省といたしましては、ただいまの遠賀川の点につきましては、きわめて重要視をいたしておりまして、かつて遠賀川及び淀川、この二つの水系を専門的に調査したことがございませう。

○滝井委員 その結果、淀川のこととは私よく知りますが、何とも申し上げかねますが、遠賀川の水が飲料水として適当なものであるという結論が出ましたか。

○楠本政府委員 これは遺憾ながら飲料水としては限界を越えておるようには思われませう。ただ、私どもはいたしましては現在の程度に水質を規定すべきかという基準がいまだはっきりいたしておりませんためにその辺には多分の議論がございませうが、少くとも衛生的な立場から見れば、すでに限度

を越しておるのではなからうか、かように考えております。

○滝井委員 私はいふ科学的にこまかくペーパーや何かも調べてきておりますが、こういうことは学界その他で専門家の八田先生にやつてもらいたいと思つておる。私はそういう面はしろうとでございますので、端的にしようといふか、私には飲料水としての水質の基準は厚生省としてはないが、越えておるといふことがわかればそれでけっこうです。そこでこれはきわめて重大なことになるわけなので、幸いにして刑事局長さんが見えましたので、ここらあたりで一つ刑事上の問題と結びつけて質問していくことになるのですが、まず飲料水としての限界を越えておる。この筑豊炭田のまん中を流れておる遠賀川の汚濁水の沈澱をする部分をスラッジと言つておりますが、これは河床に洗炭廃水の中にまじつておる微粉とコロイド状の微粒子の沈澱した泥状のものなんです。それをスラッジというのでありますが、それが河床にずっと堆積をしてくる。そうしますと、その結果どういふことが出てくるかという、まず水道の伏流水を取るために、多分取水管と申しますか、何か川の中にいております。その穴がこのスラッジによつて詰まつてしまふ。そうしますと、大体普通の川ならば三年か五年くらいは優に機能を発揮するものが一年かそこらでもう水が貯水池に入つてこないようになつてしまふのです。そういう形が出てくるのです。そればかりじゃなくて、もう建設工事に使う砂というものが、このスラッジの混合によつて砂としての役割をしないのです。だから遠賀川の砂なんという

ものはコンクリート用の、つまり土木工事の砂としては役に立たない。こういう形が出てくるのです。そこで一体厚生省としてはこういう水道の大事な水を取り入れるところの装置にこういう被害を与えるこのストラッジというのについて、何か対策をお考えになったことがありますか。

〔大橋(武)委員長代理退席、委員長斎席〕

○楠本政府委員 御指摘の通りでございます。そこで私も取水方法を直接河底から取水するようなことを避けまして、表流水を取るか、あるいは伏流水を取るかしてストラッジの害を免れるように指導をいたしております。

○滝井委員 表流水、伏流水と、こうおっしゃいますけれども、なかなか水の量も少いし、そうはうまくいきかねるようでございます。そこで小倉さん、実は今ちょっとお話ししたように、こういうことになりましたと、絶えず、まず取水装置というものの取りかえを必要とするわけですね。こういう場合には一体どういうことになるのかということなんです。これは被害ではないのです。被害だと認めてもらえれば問題は簡単にいきます。被害と認められないのです。被害かどうかというところは、とて鉄山保安関係の局長さんからお聞きしますが、まず一応被害でないか仮定しまして、そういう場合の取りかえをやる場合の経費というものは、大蔵省はどういう工合にお考えになりますか。これは遠賀川の水道というものは全部影響を受けるのです。

○小倉説明員 取水装置が濁度が多いために詰まりまして取水できなくなると、これを取りかえる場合に国庫の補助の面からどう考えるか、こういう問題でございますが、その点につきましては、この簡易水道にしても一般の水道と同じように一つの収益事業でございますので、これを普及奨励するということでございます。四十四条では、簡易水道事業の新設につきまして補助する、こういうことになっておりますから、そういう取りかえ等につきましては、これは補助するということにはなっておりませんので、そういうことは補助することにはならぬ、こういうように考えております。

○滝井委員 補助しない、従ってこの補助金の対象にはそういう場合にはならない、こういうことではございませう。それでちょっとお尋ねしますが、そういう場合に通産省としては、これは被害とお認めになりますか、どうでしょうか。

○小岩井政府委員 ただいまの御質問ですが、私どもの方といたしましては、鉄道を営みます上において、何かの形で第三者に影響を与えた場合、その影響も相手方がいろいろな意味で支障を来たすという影響を与えた場合に、初めて被害というふうにかえておられますので、この場合の事情が、実際問題としてどういう支障を与えたかという内容は十分私の方でわかりませんが、要するに機能として大きく支障を来たしたという場合が生じたならば被害と認めるを得ないのではないかと、こういうふうにかえております。

○滝井委員 機能として大きく被害を来たしと認めるならば被害と認めざるを得ないだろう……。特に遠賀川は——このストラッジというのは、今こ

で私語しているのを聞いていますと、他の川にもあるというところで、遠賀川のこの淤泥というストラッジは特殊なもので現地を調査してみれば、すぐに微粉とコロイド状の微粒子になっているというものがわかるわけですね。一応これは、あなたの今の答弁で、機能が著明に障害されていることが明白であるならば、これは被害だという御答弁がございまして、私はそれをありがたく受けておきますが、その場合に問題は、どの炭鉄の被害であるかというところは、これはわからないわけですね。従って非常に多くの炭鉄が遠賀川に廃液を流しているわけですね。そういう場合には、この所管は、この通産省の方の井手君の質問を通じて、おなたの方の所管になると記憶しておりますが、そういう場合に通産省としては、その上流のすべての炭鉄からプールの幾分かの負担金を出さして、炭鉄の賠償をしてくれることになるのですか、それとも、これは一般炭鉄というわけにも参らぬようだし、特別炭鉄というわけにも参らぬと思うのですが、どういうこととでその炭鉄の賠償をしてやることになるのですか。

○小岩井政府委員 この炭鉄の問題につきましては、こういうように考えていた方がいいのであります。炭鉄を予防する面におきましては鉄山保安局でやっております。すでに炭鉄が汚生いたしまして、その炭鉄をどう処理していくかという問題につきましては、石炭局で担当することになっております。しかしながら今のお話は、各所多方面から影響を与えて一つの問題が起った場合には、影響を与えた全部の者に

よって賠償するという形をとっております。

○滝井委員 ちよつと最後を聞き落しましたが、各方面からいろいろのものが集まって炭鉄を与えた場合にはどういう工合に処理するというお答弁でございましてか。

○小岩井政府委員 炭鉄を与えていると思われ全部の炭鉄で補償することになっております。

○滝井委員 わかりました。そうしますと今私が御質問を申し上げましたいわけ水道の取水装置にストラッジが付着堆積することによって水道の機能に重大な支障を来たした場合においては総合的にそれに影響を与えた炭鉄が炭鉄の賠償をすることになる、こう理解をいたしましたか、そう理解して差しつかえありませんか。

○小岩井政府委員 ただいまお話のように、炭鉄が実際に起しましてそれを処理するのは石炭局が担当しておりますので私の方で責任を持ったお答えはできませんけれども、従来のやり方といたしましては、炭鉄を与えている多数の炭鉄がありした場合にはその炭鉄を及ぼしている全体の炭鉄が共同で補償するという形をとっております。

○滝井委員 よく理解できました。そこで、せっかく刑事局長さんがいのでありますのでお忙しいでしょうから先に刑事局長さんの問題を今に關連をさせていただくと思っておりますので、御質問をいたします。それはこの水道法案の第七章附則の中の第五十一条です。五十一条を見ますと、「水道施設を損壊しその他水道施設の機能に障害を与えて水の供給を妨害した者は、五年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。」というわけですね。そうしますと、今私が

申しましたような炭鉄が廃液を川に流す、流してストラッジが堆積して、水道の機能に重大な支障を与えて水の供給に大きな障害を与える、こういう場合には五十一条にひつかかるか、ひつかからないかという事です。

○井本政府委員 大へんむずかしい問題でありまして、ストラッジということとは私よく存じておりませんがお話の点を伺っておりますと、さような洗滌物をわざと流しまして水道を汚染するということなことが認識されてその行為に出たということになりますれば、本件五十一条の問題にも触れます。場合によっては刑法の百四十七条に触れる場合もあり得るというように考えます。

○滝井委員 わざと流すということの意味も、あるいは現在の遠賀川の状況をみるとあるかと思うのです。鉄山保安局の役割としては、今保安局長さんから御説明がありました通り、炭鉄の予防面というものは鉄山保安局の方で担当されておられるわけですね。廃液を流す場合には巡回式に、私の方ではバックと言いますが、こういうプールみたいなものを掘りましてそこに廃液をまず流していくわけですね。そうしますと、微粉がたまります。そうするとまたその上澄みを次のバックに落していく、またそこに沈殿する、そうすると、それをまた次のバックに回していく、こういう工合に、沈殿バックというものを段階的に作りまして、ある程度澄んで水が清らかになったら川に放流していくわけですね。ところがそれは放流をしますけれども、なにせ年間千三百万トンをはこべる石炭を掘って、そうして洗炭をしてどんどん流すわけなんですか

ら、これは故意にしておるといえばし
ておるし、誠意をもって沈黙パツクで沈
黙さしておるといふべきとおるわけ
です。しかし結果として現われてくるも
のは、明らかに刑法百四十七条の水道損
壊あるいは毀壊といふものに当るし、そ
れからこの新法に追加された水道法案
の五十一條の水道施設の機能に障害を
与えることも明白なんです。そうします
と、炭鉱の責任者というのは五年以下
の懲役、十万円以下の罰金ということ
になる。そこで今保安局長さんお聞き
の通りなんです。刑事局の見解として
は、大抵故意にどんな放流するとす
ればこれにひつかかる、こういうこと
になるんです。これはあなたの方にとつ
ては重大な問題だと思ふのです。その
場合に、刑法の百四十七条の水道損
壊あるいは水道法案の五十一條のこの
五年以下の懲役または十万円以下の罰
金は、水道法案を見ると、五十一條の
三項で刑法の罪に触れるときは、その
行為者は、同法の罪と比較して、重き
に従つて処断することになるのです。
だから、水道法でも刑法でもどちらで
もいけるようになっておる。こういう
場合に、一体予防面を担当せられてお
る鉱山保安局長としてはどういう工合
に処断をされるつもりなのですか。

○小岩井府委員 私の方といたしま
しては、微粉が川に流れますことは十分
承知をいたしております。しかしなが
ら微粉の処理に關しましては、ただい
まお話のように、一応鉱業を始めます
場合には必ず施業案といふものを出し
てもらひまして、その施業案の中でこ
の具体的な処理方法といふものを検討
いたしまして、これならばよろしいと
いうことで、現在のところは各地区の

監督部長が責任を持ちまして認可をい
たしてあります。従ひまして、その方
法が直ちに法に触れるということとは毛
頭考へておりません。結果がもし法に
触れるのだということになれば、当然
これは何か考へなければなりません
けれども、現在の技術でできる範囲
内での処理はいたさしておるつもりで
ございます。違法になるということに
ついては現在のところ考へておりま
せん。

○藤本委員長 この際お諮りいたしま
す。委員外の門司亮君より発言の申し
出があります。これを許可するに御
異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○藤本委員長 御異議なしと認めま
す。発言を許可いたします。門司亮君
○門司亮君 同僚委員各位に感謝申し
上げます。

私は先に厚生省に聞きたいと思ふの
ですが、今度の水道法案がでますま
での経緯その他につきましてはいろい
ろ問題があつたかと思ひます。長い間
の懸案であつたことも事実でありま
す。従つて水道法案自体についてはこ
の際私はとやかく申し上げることは差
し控えますが、厚生省に一つ聞いてお
きたいと思ひますことは、最近の都市
行政と水道行政との関連性でございま
す。時間もございませぬので率直に申
し上げますが、たとえば阪神地区にお
いては都市がたぐさ重なり合つてお
る、あるいは北九州のように同じよう
な都市が同じような地域にたぐさ重
なつておる。ところがこの水道行政は
おのおの別々になつております。最近の
状態を見ていると大抵こういふこと
ろは水源地その他の關係で行き詰まり

つつある。どうしてもこの問題は都市
が膨張するに従つてだんだんと同じよ
うな一つの区域に都市ができてくる形
をもつておる。従つて水道行政の面か
ら見れば、都市行政の関連性の上か
ら、どう考へてもこれらのものを一つ
にして考へていった方が水道行政もや
りよいし、地方行政の形からいへば
よいし、同時に経済的でもあると考へ
られるのですが、その辺の考へ方はこ
の水道法案をお考へになるときに考へ
られなかつたかどうか、この点を先に
伺つておきたい。

○楠本府委員 まことに御指摘の通
りでございます。私も十分その点
を考慮して立案をいたしました。しか
しながら水道の施設といふことは地域
社会の一つの責務でもあると思われま
すので、事業の主体はそれぞれ市町村
という考へ方で進んでおります。しか
しただいまお話のありましたように水
を総合的に最も効率的に利用するとい
う観点に立てば、個々の市町村が単独
で經營することはきわめて不合理であ
る場合が今後ますます多くなろうかと
存じます。そこでこの法案におきまし
ては特に水道用水供給事業といふ一つ
の事業を新たに設けまして、総合的に
水道水を供給する事業、つまりどこに
供給するかという、その水道事業供
給者はそれぞれの關係市町村に水を
売つて、市町村はその水を買つて水道を
經營する、こういう考へ方で進んでお
ります。私もほかかねてさうな方針
で阪神地区あるいは北九州地区その他
を指導して参つておりました。現に大
阪府営水道あるいは阪神水道組合ある
いは北九州等はいかなる方針で水の總
合的利用と都市の關係とを十分に考へ

て行政を進めて参つておる次第でござ
います。

○門司亮君 これを水道の一つの事業
者にまかせるといふような考へ方は案
文の中にとどきき字句が出ておりま
す。もう一つはもとより地域社会とし
ての事業であることは間違ひございま
せんので、従つて市町村がその主体性
を持つべきであるということも一応考
へられる。またかつてさうであつたと
思ひます。府県において総合的にや
つておるところもあります。神奈川県
のごときも大田原が主体で小さな市町
村の方に配つておる。従つてさうい
うこともこの中に勘案されて、文書の中
にはつきり書かれた方がよいのではな
いかという考へから前段のような質問
をいたしました。この点はどうかで
すか。

○楠本府委員 この法案には具体的
にたとへば阪神地区のような場合には
こうすべきだといふような記述はござ
いませぬ。しかしながらこの法案を通
して流れる考へ方といつたしましては、
ただいま申しましたように市町村の
個々の經營よりも、それをさらに総合
して水道用水供給事業といふものを特
に規定したてありますから、その趣
旨は十分にわかることと考へておりま
す。なお私も先ほどお答え申し
ましたように、個々の家庭に水を配る
という事業は市町村という地域社会が
実施するのがいいのではないかと
考へ方を持つておるわけございま
す。

○門司亮君 もう一点聞いておきたい
と思ひますことは補助關係でございま
すが、この法案を見ますと五千人以下
の小さなところには補助するといふよ

うな建前をとつておるようでありま
す。やはり大きな都市は一つの公營事
業であるから起債だけでやられるとい
うことも一応いえるかもしれませぬ
が、中には都市といひましても最近町
村合併による市がございまして、そう
大きな都市はない。ことに集團してお
ります部落と申しますものはかなり分
散されておる。今までの都市でありま
すといふ市街地であつたのですが、
町村合併後における町村の実態を見て
みますと、市街地が方々にあるような
形が出てきております。こういう場合
の水道計画といふものは、五千人以下
とはなくして、やはりそれらのもの
を考へていくと、補助対象となるべき
範圍をもう少し広げた方がよかつたの
ではないかと考へ方を持つたのであ
ります。この点はどうかですか。

○楠本府委員 ごもつともでござい
ます。しかしながら今回のこの水道法
案におきまして、簡易水道程度のもの
は別として、一般の水道はこれを公企
業的な独占事業として育成をしてい
うといふ点で独占事業として保護して
おりますので、従つて融資のあつせん
等において十分に普及促進ができるの
ではないかと一般論を考へておるわけ
でございまして。ただきわめて特殊な場
合で、公企業の性格といつても簡易水
道に毛のはえたようなものだという特
殊な事情のあるものはもちろんござい
ます。かようなものは大蔵省とも事務
的に十分相談いたしまして、特に必要
な場合には、たとひ五千人をこえまし
ても補助し得られることを考へてい
る次第でございまして。しかしこれは個

個の事例について勘案して参らなければならぬ、かように考えております。

○門司亮君 工業用水さらに下水道との関係であります、この点についてはこの法案の中にあまりはつきりしたものが見えないようでありますが、この辺はどういふふうにお考えになっておりますか。ただ飲料水だけを対象にしてお考えになっておりますが、工業用水、下水道との関係も出て参ります。

そうすると事業内容にかなり大きな開きが出てくると思ひます。これは水道計画を立てる場合と都市行政の上から見た下水計画との関連性を非常に持つております。給水人口を単に飲料水だけを対象にして見る場合と、その都市の何多を下水工事を行うかという場合とはそれは違つてくると思ひます。

もう一つは工事用水をどうするかという点について相当問題が出てくると思ひます。これらは総合的にこの法案の中にどういふふうにかつておられるか、もう一度聞いておきたい。

○楠本政府委員 工事用水道につきましても別個に法律がございまして、これによつて解決がはかられております。この場合水道法との関係におきましては工事にその水道を供給をされるそれが多少でも飲料水に供給をされる限りは、これは水道法の規制を受けて工事用水ではなくなるわけでございまして、従つて工事用水は家庭用水としてではなくもつぱら工業用水として使われるといふことになるわけであります。ただ水源その他水資源を総合的に利用するといふような観点からは、もちろん両者の間に密接な関係がございまして、これらの点につきましては通産省ともよく相談をいたしまして、この

辺の矛盾あるいは不合理のないように処理したい、かように考えております。私も現に工業用水の方の委員をいたしておるのはそのためかと存じております。

それから第二の下水道との関係はこれまた御指摘の通りでございまして、上水道が動脈であるならば下水道は静脈の関係でございまして、下水道配管計画は建設省に移つておりますので、建設省と十分相談をいたしまして、水道計画と下水道計画とが調整されて進むように、両省の間に今後十分連絡をはかりたいと思ひております。

○門司亮君 そうすると、こういうふうにかつて承つてよろしゅうございまして、私はこの法案の中に総合的にどうするといふことを入れておいてもらはなかつた、ただ両省間の話し合いだけではなかつた、これはこゝから建設省に移されるわけでありますが、その一番大きな原因は、道路を新しくこしらへたりなにかすることのために、先

に、地下埋設物の一番大きなものである下水道関係は入れておきたい、こういうことなんですね。そうすると、道路計画と、水道計画あるいは下水道計画と、都市計画という三つの関連が非常にややこしくなつて参ります。みんながそろわなければならぬ、きつたことになりまして、そういうときに、先ほどから申し上げておりますように、道路を作るんだから、下水管の地下埋設物を先にやらなければならぬ、といつても、都市に、それに応ずる財政力がない、あるいは水道計画がないという場合には、この話し合いさえできなくなつてくる。だから建設省が今や

りたいといつても、事実はできなくなつてくるといふようなことが必ず出てきやしないか。従つて、せつかくこの法案をお作りになる場合は、これらの点をどういふふうにかつておられるか、どういふことも都市行政の上から考へて、どうしても織り込んでもらはなかつた、実際に効果が上らないと思つて質問を申し上げておるわけであります。ただいまお答えがあつたのでそれ以上追及はいたしません、一つ十分考慮していただきたいと思ひます。

それからもう一つ最後に聞いておきたいと思ひますが、水道に対する起債の認可の手続が、今まで非常に複雑なもので、御承知だと思ひますが、市町村がこれをやろうとする、まず、地方事務所のないところはそれでよろしゅうございしますが、あるところは地方事務所、大蔵省の財務の出張所、それから県庁の地方課、衛生課、本省に出で、自治庁に行かなければならぬ、大蔵省に相談しなければならぬ。九つくらい書類を出していかなければ水道といふものは成り立たない。しかもその出し方も、具体的にいうと、地方事務所に出したから大蔵省の財務出張所がへそを曲げたといふようなことで、なかなかうまくいかない。自治庁と厚生省の関係も、よほど注意して書類を出さないとどうもうまくいかない。こういうことで、手続の面でかなりの障害があるのですが、この法律でそういう障害はなくなりませんか。これは現実の問題として聞いておきたいと思ひます。

○楠本政府委員 起債の事務のきわめて複雑なことは私もよく了解しております、何ともしなければならぬ、かように考えております。しかし、今までは三省のほかに建設省がございまして四省でございまして、今度は三省になつたので、多少簡素化されたではないかと思ひます。しかし、いずれにいたしましても、この三省のそれぞれに末端機構を通じて事務が運ばれますためにきわめて複雑な経緯となるわけでございます。これと申しますのも、一つには、起債財源がきわめて乏しかったために十分希望に届けられない結果も手伝つてゐるのではなからうか、かように思ひますが、本年は、幸いに、従来に比較いたしますと大幅に起債額が増加されておりますので、私もこれはこの機会によく関係各省とも打ち合せをいたしまして、何とか一つの事務の簡素化をいたしまして、市町村の事務が容易に進むように骨を折りたいと思ひております。しかばどういふ方法をとるかというところは、今までの関係もあることとございまして、ここではつきりお答えはできませんが、少くともその努力は関係各省の間で私自身が中心となつて進めて参りたい、かように考えております。

○門司亮君 あと五十一條の関係を、おいでになつております方に聞いておきたいと思ひます。これは同僚議員委員もお聞きになつたと思ひますが、五十一條と刑法の百四十七條との関連性です。これは今ちょっとお聞きしたところによりますと、当局の方は何か適当な処置でといふようなお話でありましたが、ここに全く同じ字句が使つてある。この法案の五十一條には「水道施設を損壊し」と書いてある。刑法の百

四十七條にも「公衆ノ飲料ニ供スル淨水ノ水道ヲ損壊スハ重罪ニシタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ処ス」と書いてある。その字句が全く同じでありまして、解釈も全く同じにならざるを得なくなつてくるのです。しかも最後の三項であります。前二項の規定にあたる行為が、刑法(明治四十年法律第四十五号)の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに從つて処断する。こゝに書いてある。これを読んでみますと、ここには処罰の輕い規定が書いてあるが、実際にはやはり刑法が適用されるのではなかつたかといふ危懼を持つておられる、これはどういふ関係になつておられるか。同じ字句が使つてあれば解釈の仕方が別々であつてはならないと思ひますが、これは刑法の解釈をとられるのか。この五十一條の解釈をどうされるのか、この点はつきりと聞いておきたいと思ひます。

○井本政府委員 刑法には水道施設といふような言葉は使っていないのであります。刑法で水道と申しますのは、長い間の觀念その他によりまして、結局、直接公衆の飲用淨水を供給する水路といふような定義を与えております。従つて、直接公衆の飲用淨水を供給する水路以外のもの、たとえば貯水池とか浄水池またはこれらの場所に引水する水路が刑法にいう水道に該当するかどうか相当疑問がありまして、大審院の昭和二十年二月二十四日の判例などにおきましては、水道の取入口は刑法のいわゆる水道ではないといふ結論を出しております。今度の法案の三条七項にまいります水道施設と申しますのは、

ることですからね。だからどう考えてもこの法律の五十一條は、刑法にあるものから全文削除してもいいと思います。削除してもかまわぬと思いますが、しかし今お話のように区分されておる部分があると仮定いたしましたも、三項だけは削っておいただかぬと、結局前二項は死文になって三項だけが生きてくるという形がどうしても現われなくては。水道の障害とすっておりますけれども、二項にあります例の「供給を妨害した者」とあるいは「水道施設を操作して水の供給を妨害した者」というのと刑法の字句は、私はそう変らないと思うのです。刑法の方には「又ハ暴塞シ」と書いてある。だから水をとめたる者、こう書いてある。「妨害した者」ととめたもどこが違つかという議論になる。守句上の解釈で出てくれば別

の話ですが、私は大体同じようなものだ、大して違わぬと思います。とめたことと妨害したこととだけ違つか、こういう議論になつてくる。もしそういう議論をいたしても、とめたことと妨害したことと違つか、とめ論が成り立つといひますれば、なおこの三項は要らぬ。こういうことで、私はこの法律の体裁が非常に矛盾があつて、罰則に非常に大きな力をつけているように考えられるのですが、刑法だけでよろしいのではないでしようか、どうなんでしょうか。

○井本政府委員 壅塞といふことを今お尋ねがございましたが、壅塞というのは、私ども非常に高度の概念といひます。水が全然とまつてしまつたような程度の物理的な水を妨害するといふことを考えておるのであります。五十一條の二項にある水道施設を操作して水の供給を妨害したといふのは、供給妨害の結果が必要であり、考えられない。ネジをこわしちゃうとか、水を流しちゃうといふようなことを言いますが、ただし積極的にやることは必要だといふ程度のことと考えておりますけれども、刑法のような重いことは考えていないのであります。刑法の方は水道といふものがごく狭い概念で、その点だけは相当重く罰しておりますけれども、これはごく狭いので、その以外のいろいろな上水の水道に係した施設の問題につきましては、いさしく取締り罰則を作らなといと適切な取締りができないといふことを考えるので、かような規定が必要であるといふように考えております。

○門司亮君 私が今申しましたように、五十一條は今の答弁のようではなさ。字句が違つて言うならなおさら要らない。こちらでここまで罰して、あとは刑法で罰すればいいのだといふことになるので、こういうことは要らぬと思う。

もう一つ聞いておきたいと思ひますことは、五十六條ですが、五十六條の中に「代理人、使用人その他の従業者」こういうふうに全体のものさして言つておりますが、従業者等が、この前段に罰則の規定がずっと長く書いてあります。これらの問題をかりに行つていふようなことになつて参りますと、そこにはどうしても一つの行為が起つて参りまして、その行為に対しては行政罰が必ず私にはくつていくのだらうと思ひます。あるいは仕事を停止するとかどうとかいふことが、これは公共企業体等労働関係法ですか、そういうものもございまして、そういう問題も参りますので、ここには必ず行政罰がくつていくと思ひます。その罰則と行政罰の関係はどうなるか、たとえば停職をするとか休職にするとか、あるいは減給にするとか、それからいろいろな問題があると思ひますが、この関係はこの場合ございませぬか。行政罰との関連性といふものはございませぬか。

○井本政府委員 ただいまの五十六條の罰則規定、これは刑事罰の関係でございしますから、行政罰の方には直接の関係はございしません。

それから先ほどの五十一條の点でございしますけれども、これは何といひか、行為といひましては、五十一條

の方がいろいろ刑法とは違つた罰則、行為が記載されておるわけがございしますけれども水道とか水道施設といふ問題につきましては刑法の方がはるかに狭い概念でありまして、その点一つ御理解いただきませんと、同じような字句を使つておるから同じじゃないかといふことにはなりませんので、われわれはその点には非常に厳格に解釈しておりますから、その点を一つ御了承いただきたいと思ひます。

○門司亮君 今の御答弁ですが、これはただあなたの方が解釈しているといふだけでは、法律の運用は實際は済まされないので。曲げて解釈したらどんなことでもできる字句が同じに使つてあるなら解釈は同じでなければならぬはず。今のうちに、同じように、たとえば壅塞と書いてある文字とそれから妨害は全然違ふんだという解釈なら、こういう前二項云々といふものは全然要らぬ、書かなくてもいい、三項は要らぬといふ結論が出てくるので、どうしても強く申し上げておきたいと思ひます。

それからもう一つ行政罰と刑事罰の関連であります。われわれの考え方からいいますと、行政罰のあるものについてはいや行政罰といふものが基本的に優先する——言葉はどうかと思ひますが、取り上げらるべきであつて、できるだけ刑事罰は差し控えるべきだと思ひます。この法律によりまして、五十六條が適用されると、これに従つております従業者は——従業者と書いてありますから、従業者がもし業務命令等に違反してこつていふ罰則規定に触れるといふことになりまして、結局行政命令違反として行政罰を受け

る、同時にまた刑事罰を受けるというやうなことになるを得ないので、この規定そのものをずっと読んでみますと、責任者が犯した場合の責任者の処罰は当然いでありましようが、従業員あるいは使用人といふやうな人、この五十六條がそのまま適用されるといふことは少し酷になるんじゃないかといふ考え方があつたのでありますが、こゝういふ点についてどうですか。

○井本政府委員 結局五十六條は行為者を罰するほかに法人を罰するといふだけのことでありまして、違法行為をした者を罰するのはこれは違法行為をした者、悪い者が場合によつては刑事罰を受けるのは当然であると考えます。ただその場合に、法人も罰することがあり得るということが五十六條に記載されておるだけであると私は考えるのであります。

繰り返してどうも恐縮でございしますけれども、五十一條の二項などは刑法の百四十七條の水道損壊に比較いたしますと非常に軽いわけでありまして、軽い理由は、水道施設といふやうなもので広げてありますし、行為が非常に軽い程度のことをやつた者を問題にするわけでありまして、刑法の百四十七條の方は対象が非常に狭くなつておりますし、やつた行為の重いことを問題にしておるのであります。ところが末端の方にございましては共通の場合もあるもので、その場合におきまして、重い行為でありますれば百四十七條の方の適用があるといふ趣旨でございしますから、これは先ほど申し上げましたやうに、かような種類の罰則を整備いたしますときには大体三項のやうな規定をつけるのは普通の事例だといふやうに

御了承願ひたいと存じます。

○門司亮君 委員長、どうもありがとうございます。

○古川委員 関連して。政府特に大蔵省にお伺ひしたいのでありますが、簡易水道が単独に適當な水源地等を得られないやうな場合に、二つ以上の簡易水道が水源地その他を共通に施設するやうな場合には、全体としては給水人口五千人をこえる場合がある。こゝういふ場合には、今度の水道法案では国庫補助の關係がはつきりいたしておりませんが、おのおのが簡易水道と認められるやうな場合には当然やはり国庫の補助は考へるべきであると考えます。大蔵省の考へ方ないし将来の御方針はどんなものか伺つておきたい。

○森永政府委員 簡易水道は給水人口五千人になつておるのであります。その場合に、事實は、それに相當するものが水源地の關係等から、ただいまお話のやうに、ある一つの水源地から幹線をして、それに五千人程度のものがぶら下つておる、ブドウのふさみたいな格好になつておるという例でございします。その場合に、これは五千人といふことからはいへば補助の対象にならぬわけでありまして、それもしかし実情を考へますと少しお氣の毒じやないかといふやうな点もよくわかるわけがございします。そこでその問題につきましては、この水道法の運用に際しまして、一般の簡易水道との權衡あるいは補助の対象になつておる上水道、これは規模の大きいものがあるわけでありまして、それと彼此勘案いたしまして、個々のケースによることではございします。できるだけ実情に即して過酷な結果にならぬやうに補助の道を

考えることも不可能ではないと考えるわけでございます。個々のケースにつきまして厚生省の方ともよく相談いたして善処したい、大蔵省としてはさように考えているわけであります。

○古川委員 従来個々の簡易水道が自分の水源地で運営しておつたところが、水源が枯渇した。そういうものが一つでなくて、またほかにも近所のものがあつたというような場合に、新しく水源地を求めるような場合があり、それが、そういう場合にもさつきの例と同じような扱いをしていただくのが当然だと思いますが、どういふお考えでありますか、一つ伺いたい。

○森永政府委員 私簡易水道の事情をよくわかつておりませんので、そういうケースが往々にしてあるのか、あるいはきわめてまれなケースなのか、これがよくわからないのであります。大部分の場合には、いわゆる改良というようなことになるのじゃないかと思ひますが、もし改良でなくて、ただいまお話のように、新設みたいな觀念の中に入れていただかないようなケースがかりに起つたといふすれば、これはやはり新設の場合と同じように、先ほど申し上げましたような同じ範疇に属するものとして考えなければならぬと存じます。いすれにしても個々のケースによるのでございします。

○古川委員 簡易水道並びに今のような特殊なものについては、国庫の補助を考へるというお話でございましたが、こゝういふような事業が災害を受けてこれを復旧する場合には、従来も一般の公共事業の災害復旧の一環として

補助をお考え願つておつたようでありましたが、今後もやはりその方針をとつていただけるかどうか、一つお伺いしたい。

○森永政府委員 これは災害の規模、程度等にもよることでございますが、従来のように個々のケースにつきまして善処して参りたいと思ひます。予算的な措置といたしましては、災害復旧のための予備費もあることとあります。また補助の基準をどうするか、いろいろむずかしい問題もあると思ひますので、災害が発生いたしました場合の検討の結果にゆだねなければならませんが、従来通りの方針で参りたいと思ひます。

○古川委員 もう一つ先ほどの門司君の質問に関連して追加の御質問を申し上げたいのですが、これは厚生省、大蔵省両方の御答弁を願ひたいと思ひます。市町村の合併で人口の多い市になりまして、山間の部落まで包含したようなところがありますので、そういうところはやはり全体の人口と、市でも簡易水道を最近やつておつて、門司君の質問との関係で、少しこの際はつきりさしておきたいのであります。人口のたくさんある市であっても、また町であつても、その部落の一部に簡易水道が認められるというようないふことは、最近やつておられるようでありまして、将来もやはりその方針でやつていただけるかどうか、一つお伺いしたい。

○楠本政府委員 これもこの法案にもございしますように、水資源の合理的利用、経営の合理化という点とも

関連して参りますが、もちろんさような観点から見て個々に判断いたしました、ただいま御指摘のようなことが合理的であるならば、今後もさような方針で進みたいと存じます。

○森永政府委員 ただいま厚生当局からお答えになりましたのと全然同じ意見であります。

○古川委員 ありがとうございます。

○藤本委員長 滝井君。

○滝井委員 大臣もいなくなつたり、これではなかなか水道法案を上げるわけにいかぬようなことになりつづけるのですが、大事な未解決の問題をせひこの水道法案とともに解決をしたいと思つて、実は質問をやつておるわけ

です。次に、今門司さんとの関連で、私の質問中に五十一條関係で門司さんも質問しましたが、水道施設の機能に障害を与えて水の供給を妨害した者、これは不作為の行為でそういうものが起つたときは入るか入らぬかということと。

○井本政府委員 先ほど申し上げましたように、五十一條第一項、第二項いづれも単なる不作為は入らぬという考へでございします。

○滝井委員 実はたまたま争議があつた。ところが争議中に雷が落ちまして、トランスが焼けた。そこでこれは大へんだというのでスイッチを一分間切つた。スイッチを切つて水の取り入れのところがストップをやりまして、末端においては三時間の断水になる。東京や大阪のような大都市においては、一分間スイッチを切りまして、末端は三時間ぐらいの断水になり

ます。こういう場合、これは争議中であるけれども、全く善意をもつてスイッチを切つたわけなんです。ところが今のように労働争議の状態あるいは政府の非常に反動的な労働争議に対する態度から見ると、これを必ず故意に断水をやつたのだと言ふ可能性が十分あるのです。たとへばスト規制法の論議をしたときに、非常に上流の山の中の発電の水を取り入れるところへ落ち葉がひつかかつて水をためるような状態が出る。従つてしよちゅう落ち葉を掃除しておるわけですが、掃除することをやめた。やめるとこれはスト規制法からいへばいわゆる公共の福祉に反するといふので、スト規制法にひつかかつてくる、労働省はそういう見解だつた。そうするとこの水道の機能の障害といふことも、争議中にたまたま雷が落ちてトランスが燃えかつたのでスイッチを切つた。そうするとこれは罷業行為だと今の政府のものの考へ方からいふとやれやすいのです。ね。そこで私たちとしてはそういう場合も考へ、さいせんあなたは炭鉱の場合も非常に重大な障害を与えればこれにひつかかる、こういう明らかな御説明があつたのですけれども、私はこれも非常に重大だと思つて、きょうはあります。これはおそろしく鉱山保安局は非常に困ると見ています。現実にはそういうのが私たちの遠賀川の水道にはたくさんあるのですから。そういう場合もひつかつて、今度は今言つたように善意にスイッチを切つたことがこれに当てはまるかどうか、こゝういふものなんです。ね。不作為のものは入らない、こゝうおつちやつておるのですが、たまたま

争議であつた場合には、これを善意に解釈してくれればいけれども、そういうような上流における発電所の網にひつかかる落ち葉の掃除をやらぬことは公共の福祉に反するスト規制法違反だといふ認定を労働省はこの委員会です。そういう認定を下す政府でございします。今門司さんと言つたように、こゝういふあいまいものを罰するのと同じことでは、しかもこれは故意とも何とも書いてない、水道施設の機能に障害を与えて水の供給を妨害した。三時間の断水が起つたといふことは、結果から見ればこれは妨害したことは間違いない。それは雷が落ちてトランスが焼けてしまへば、それは雷が落ちて焼けたのだ、なるほどといつて切つても問題にならぬ。ところが全部焼けてしまふ前に善意で切つた場合には、たまたま争議中だつたらこれはひつかかつてしまふのです。だから今労働問題で非常に問題がある段階でこゝういふ事項を入れるといふことについては、過去の政府のスト規制法に対する解釈から問題がある。だからこの五十一條といふのは、刑法の百四十七條との関係もあるし、刑法には、百四十二條から百四十七條までずっと飲料水に関する多くの刑罰規定があるわけなんです。門司さんは五十一條の三項だけと言つたけれども、私は五十一條は要らぬと思ひます。こゝういふものをやらねば、今言つたように炭鉱はみんなひつかかつてくる。だからあなたの方で全部やつてくる。炭鉱はあつて多くの微粉バツクを作らざるを得ないのです。これがで

きれば私は帰って演説して回りま
す。刑事局長がこう言つたと速記を見
せて全部やらせました。そうすれば市町
村は大喜びです。河川局も、農林省も
大喜びです。現在、通産省がそれをや
り切らぬから、私は各大臣に来ても
らうて——きょうは総理にも来てもら
うてこの問題をやらうと思つたので
す。ところがはしなくも刑事局長の言
明によつて、五十一条というものが、
水道に障害をきたす場合はこれにかか
るんだという言葉を待たしたので、総理に
来てもらわなくても——これは保安局
長の方でやらざるを得ないでしょう。
やらなければ炭鉱の事業主はみんな
十萬円の罰金か懲役です。だから不
作のものが入らないというところはわ
かりましたけれども、これはやはり非
常に問題がある。しかも、厚生省にも
あわせて答弁願ひたいのですが、第三
条に「水道」とは、導管及びその他の工
作物により、水を人の飲用に適する水
として供給する施設の總体をいう。こ
うなつてゐる。そうすると、水道とい
うものから給水施設というものを引
いたらあとに何が残るかということな
ります。これも今あわせて御答弁を願
ひたいと思ひます。

○井本政府委員 先ほど申し上げまし
たように、水道施設というのは、取水
施設、導水施設、浄水施設、送水施
設、配水施設のすべて、並びに揚水ボ
ンプのごとき付属施設も入るというこ
とで、刑法の水道というものの概念と
は少し違ふわけでございます。ここ
でいう水道施設の方が、刑法の水道よ
りもずっと広い概念でございます。
それから先ほどお尋ねの、ストライ
キのときに積極的に水道を操作して水
を供給しないという点であります。白
分の行為をしないというのがストライ
キの本質でありまして、落雷その他の関
係で保安のためにやつた行為は、保安の
ためのやむを得ざる行為であります。
われわれはそれをしる犯罪というふう
には考えていない。五十一条二項にも
「みだりに水道施設を操作して水の供
給を妨害した者」とはつきり書いてござ
いますので、お尋ねのような不都合な事
態は生じないというふうに考えます。
それから先ほどストラッジの問題を
お尋ねいただいたわけでございます
けれども、この条文にもはつきりあり
ます通り、水の供給を妨害したとい
うことで、断水の程度に至ることはも
ろんその通りでありまして、普通のた
だ水の供給が妨害されるおそれのある
程度というだけでは問題にならないの
であります。冒頭に申し上げました
ストラッジの問題はいろいろむずかし
い問題があると思ひます。しかも、故
意にさようなものをどんだん流して水
道施設の機能に障害を与えて断水させ
るといふようなことになりますれば犯
罪にもなり得るということに申し上げ
たのでありますから、さうに御了承
をいただきたいと思ひます。

○滝井委員 時間がありませんので先
に進みます。解釈は刑事局長さんによ
りまして、慎重にやつていただくことに
して、刑事局長さんはけっこうです。あ
りがとうございました。
次に、さいぜん保安局長さんの方か
ら、微粉が川に流れることの処理につ
いて、工事を始めるときに施業案を出
して、工事を始めるに、御説明がござ
いました。そこで、炭
鉱から流れ出る廢液の問題は一応横に
置いておきまして、次にスカム、いわ
ゆるボタ山の土砂の問題、これが河川
行政を円滑に運営する上にどういう支
障を来たさしめておるか。河川に炭
の洗炭の懸水が流れ出まして、それが
ストラッジというものを河床に形成し
ていく。しかも水にはスカムというもの
が出てくる。同時に、ボタ山からは土
砂が流出して、それらが相混合して一
つの丘陵みたいなものを川の中に作
る。井せきは農林省にも関係があるの
で農林省の意見も聞きたいのですが、
そのために井せきが井せきとしての用
をなさない。灌漑の上に非常に大きな
障害を来たしておるわけですね。しかも
スカムといふものは、同時に井せきを適
して灌漑用水となつてたんに流れ込み
ます。さうしますと、そのスカムの中
のさらに微粒子は洗炭をしまして稲の根
に付着してしまふ。さうすると稲の株
の張り方が停止をします。さういふ点
であらうとところに害が及んでくる。
それからさいぜん水俣の問題を出しま
したけれども、遠賀川で言えば東海岸
あたりによく沿岸漁業はあり得ない
といふことで、水産庁に影響をしてく
る、さういふ形が出てきておる。厚
生省は水道の面、水産庁は漁業の面、
農林省は今言つた農地の面、河川局
は河川管理の面、さういふように今私
は遠賀川を例にとりながら言つてい
るわけですね。一体これに對してそれぞ
れの省はいかなる対策を現在行なつてお
るか。これをまず関係各省から簡単に
要領よく御説明を願ひたい。

○国宗説明員 ただいまの御質問の二
つの問題につきましては、御承知のよ
うに河川管理の目的は河川による公け
の害を除去し、あるいは軽減し、ある
いは公けの利益を増進することにある
わけでございます。今申されました
第一点の微粒子が川の中に流れ込むと
川の清潔に悪い影響を及ぼす、あるいは
は清潔を破る、さういふ行為につきま
しては河川法第九條に基づきまして地方
行政庁すなわち都道府県知事の許可を
受けなくちゃならないようにいたして
おります。さういたしましてその問題
につきましてはいろいろむずかしい問
題がございまして、現状を申し上げま
すならば各府県におきまして規則を
作つておるところ、条例を作つてお
るところがございまして、条例を作つて
おるところについては申し上げますなら
ば、その条例でもって基準等を定めて
取り締る態勢にはございまして、これ
につきましては後ほど申し上げます非
常に困難な問題がございまして、満足
する状態には取締りが実施されてお
らないと考えております。

第二点のボタ山が流れ込んで川の深
浅、あるいは敷地の原状、さらには流
水の方向に影響を及ぼす、さういふ問
題につきましては河川法第九條の第
九條によつて取り締るわけございま
して、この点につきましてはある程度
の奨励は上げ得る可能性はある問題で
ありますけれども、具体的に御指摘の
箇所につきましては満足すべき状態
でないと思つておるわけでございます。
そこで今の特に第一点の、水質の汚
濁に関する問題について満足すべき状
態に至つておらないのはいろいろむ
ずかしい問題があるわけでございます
が、それにつきましてはただいま政府
部内では経済企画庁を中心としたしま
して、さういふ水質問題の調整審議会
というものを中央に置くことを目標に
いたしまして、水質の基準あるいは規
制の区域というものを定めまして、そ
の目的を達するための努力をいたして
おるわけでありまして、なおわれわれ取
締りをいたします側の者としていたし
ては、さういふ基準、区域等が合理的
であることはもちろんでございますが
が、取り締る前提とか、あるいは取締
りと同時に進行するところの対策、たと
えば鉱害に對してさういふ除去措置をす
るための何らかの補助手段、あるいは
助成手段、あるいは水を利用する側に
おけるさういふ浄化装置への助成手
段、さういふ対策事業を同時に進行さ
せようといふことをあらしめるゆゑん
じやないかと考えているわけござい
ます。

○石田説明員 ただいまの御質問、炭
鉱その他の影響によりまして、あるい
は河床に変化を来たして井せきの形を
変えなければならぬ、たとえば浮遊
物によつて植物の生育に障害を与え
る、さういふことの対策であります。
基本的に申しますとさういふ、他の
何らかの鉱害と申しますか鉱山ないし
工場よりの汚毒水によりまして害を及
ぼす場合においては、その事業者の方
において汚毒防止の措置を講じていた
だくということが基本であると思ひ
ます。
なお農林省といたしましては、ただ
いまの河床の変化によるところの取入
口の変化といふようなものは、このよ
うな基本的な原因がございまして、こ
ういふ自然的にもさういふ河床変
化がございまして必要がある場合にお

いては、それに適応いたしましたる土地改良事業といたしまして、そのような取入口の改良工事を施工いたします場合があり得ると思ひます。また内部の浮遊物ないし汚毒水の問題でございますが、農用水利におきまして汚毒水は他の飲料水等と多少異なりまして、飲料水ないし水産等への影響、動物に対する毒物の問題でございますが、植物に対する害を及ぼす場合、ないし今のお話のごとく浮遊物によって種々支障を生ずるというような場合があるわけでございます。この場合も基本的には、飲害防止の事業として問題を考へておるわけでございしますが、さらにその問題は一般の土地改良事業の一環として行われる場合もあり得ることと考へます。

なおたゞいま建設省からもいささか御説明がございましたが、ただいまの水の問題は単に農林省の問題というにとどまりませんで、各省にまたがる問題を含んでおるわけです。従つてこれにつきましても、そのような水資源の総合的な調整の一環としてこの水質汚濁の問題が取扱われるということが適当ではなからうかというふうにも考へておるわけでございまして、先ほど建設省の方からも御説明がありましたような各省間の連絡がたいまといつたつございまして、それらの進捗ともならみ合せまして、各省と連絡をとりつつ対策を講じて参りたい、かように考へる次第であります。

○農林委員 今河川局水政課長さんの方と農林省の農地局の方から、主として河川行政とそれから土地改良を中心としていろいろ対策が考へられてゐることを御説明いただいたわけなので

す。単なる御説明だけでは、もはや問題が解決しない段階まできておることが、あとでいづれ触れていきますが、今私は汚濁水の問題とボタ山の問題を取り出しました。ところが最近においてはこればかりではございません。その上に水洗炭業というものが加わつて参つたのです。私は半年ばかり東京に参つておりました。最近メーデーで国に参つて参りましたが、田園まことに荒れなるとすると言葉が当るくらいに非常な変化を来しておることを目のあたりに見ることができた。もはや遠賀川の河川というものは河川じゃないです。もはや遠賀川の水は人間の飲料水としては限界を越えてしまつたということをお言つておるのです。これは人間の飲む水として限界を越えたばかりではなくして、もはやあれを灌漑用水として田にやつたつて田はできませんよ。従つてこれは水の色が黒いだけに、黒は日光を吸収しますから日光の吸収力は強いかもしれないが、とにかく株の張りなんというものはできない。従つて炭鉱はそれに対して鉄害の被害金を出しておられます。出してありますが、これはやっぱりそういう炭鉱の鉄害被害金を出さるというところではなくて、何らかの形で解決しなければならぬのでございしますが、その上に水洗炭業というものが加わつて参りました。最近御存じだと思いますが、佐賀県はもはや今県の条例や規則で、いろいろそういうものを防止する方法を考へてゐるんだということござい

ましたが、佐賀県は代執行をやり始めました。水洗炭業者に対して処置をしないとなれば、県みずから施設を取りのけましよう、多分四月末か五月末で期

限を切つてやつたと思ひます。ところがそれじゃどの県でもそういうことがやれるかという、これはいろいろな政治的な問題もからまつてなかなかやれないのです。現在この水洗炭業については何ら法律上の規定はありません。これはなるほどボタ山を洗つております、ボタ山を洗うためにその洗つた廃液というものはどこに流れ出るかというと、全部灌漑水路なり、河川に流れてしまつておる。そうしてボタ山はいわゆるボタをすつと山の頂上に持つていつて捨てて立錐型の丘陵になつてゐる。ところがこのボタ山を水洗のために掘り始めたので、雨が降ると全部田圃に流れ込んでしまつて農地の被害は莫大です。そればかりではない、その流れる水と同時に灌漑水路に流れ込み、河川に流れ込んで、遠賀川の惨状は現在目をおおわしめるものがあるのです。これを取り締める何らの法律もない。今規則、条例等があると申しましたが、これはそういうものではない、なかでできない。そうすると一休国はこの水洗炭業について、やはりこれは中小企業ですからこれを禁止せよとは申しません。しかしこの水洗炭業をやらしめるからには、何か立法上の措置を講じて、その施設基準というものを何らかの形で国みずから一つの方向を与える必要があると思ひます。こういう点について、直接これは保安局長さんの方の關係はないと思ひますが、まづ今ここに出ていたたいしております関係各省のうちで、一番密接な關係のあるところはやはり保安局長さんの方だ

らうと思ひます。がこの前臨鑑法、特

にこの業種が全部ストップしてしま

う。売らせることを認めるなら鑑業権

者に責任を持たせる必要があるのではない、鑑業権者にだけ責任を持たせるといふことになりまして、おそらくまた売らないようになつてしまつたような關係で、とめることは簡単であります。ただいまお話のように、中小企業として存在をお認めになるのでしたら、なかなかこの問題は解決できない。これは目下のところは各県で認可をいたしておりますので、各県側で認可をいたします場合に、十分鉄害の点も考慮に入れて認可してほしいわけでありまして、当然考へながら認可されてゐると思ひますけれども、現実

といたしましては、お話の通り相当乱暴な仕事をしているというところは事実であります。従ひましてこの点につきましても十分協議いたしまして、何らかの形を一つとめてみたいというふうな考へております。前委員会でお約束もございまして、方法は講じておりますが、なかなか簡単にはこの結論が得られないのではないかというところで、もう少し一つお時間をいただきたい、かように考へております。

○農林委員 実はこれは簡単に結論が得られませんが、これは梅雨期に入りま

も、河川の荒廢はますます激しくなつて参ります。これから梅雨期に入りま

のです。

○藤本委員長 厚生大臣を要求しました。

○滝井委員 ではこの問題はあとでやります。今私は一応遠賀川をモデル・ケースにして大事な水資源を汚濁せしめる典型的な二、三の原因について列挙してきたわけです。そこでまず私たちが今後河川の利用を円滑にやっていく上においては、それらのものもろの汚濁せしめる原因について、河川行政の上から見た防止対策というものを当然講じていかなければならぬと思うのです。そこでその防止対策について少しお尋ねをしたい。

まず第一に河川行政から見ると、典型的な遠賀川を中心起ってくる問題は地表面の沈下です。ことに河床の沈下という事です。この沈下が起るとまず第一に田面よりも井せきの方が低くなって、とにかく取入口に水が入らなくなってしまう。これは至るところにある、従って井せきのかさ上げをしなればならぬという事態が起つておる。さいせん施業案の問題が出たが、まず私は河川局にお尋ねをしたい点は、施業案を通産局の方で認可をする場合に、その施業案というものを河川局は見せてもらつておるかどうか。

○国宗説明員 施業案を認可されるのは通産省の権限でございまして、鉱業のために河川、道路等の公共施設に被害を与えます場合には、それを復旧いたすことにしているわけでありまして、従いまして施業案の認可に際しましては、われわれの方には協議がないのが建前になっております。遠賀川につきましては、施業案を通産省で認可される、建設省には協議されないというこ

とを建前にいたしておるわけでありまして。ただ問題になっております遠賀川につきましては、そういう建前にもかかわらず特別に相談を願つておるという扱いになっておるわけでありまして。

○滝井委員 施業案の認可に当つては通産局が独自でやつて、一応建設省には協議がない。しかし遠賀川については特別やつておるといふことでございしますが、やつたりやらなかつたりだろうと思ひます。なぜ私がそういうことを申すかといふと、さいせんから施業案によつて許可をしており、しかも監督庁等がそれぞれ回つて十分監督をされておるといふのが小岩井さんの御答弁です。ところがときどき、これをわれわれの方でほげるといふますが、川の底を掘つておるうちに川のまん中がほげてしまつて、陥没して、川の水が坑内に入る、そして多くの犠牲者が出るという事はよくあることなのである。こういうときは突発事故なのである。ところがそういうときに河川局が十分そういうことを知つておると、前もって十分応急的な処置が講じられることになるのですが、かつて河川局がそういう場合施業案を知つておつて応急的な処置を講じたという事を私は寡聞にして聞いておりません。従つて河川の下を掘進していくというふうな場合には、前もって十分相談をせられるためには、今後の河川行政の上からもう少しとも河川局には施業案を見せてもらふ権限だけは持たせてもらわなければいかぬのじやないかと思ひます。これはさいせん小岩井さんの方から御答弁がありました。建設省の河川局に施業案を見せることに何か支障がありますか。実は私たちは鉱害問題

を円滑に解決するためには施業案を公開せよという主張をしたところが、施業案は私有財産であつて見せられないというのが先般私の質問に対する石炭局長の答弁であつた。しかしわれわれ大衆にそれを見せよといふことは私は要求しておりますが、まず一歩譲りまして、この際一応河川行政という見地から見て、公人である河川局の河川管理には明白に見せるといふ建前をとることが必要じやないかと思ひます。そうでなければ地盤沈下を考慮しながら恒久的な国土計画あるいは治水計画なんというものは立たないと私は思ひます。そのときどきの行き当りばつたりの対策になつてしまふ。こういう行政が今まで行われておつたことはちよつと問題ですよ。こういう点について何かあなたの方で積極的の見せられないという理由があればお示し願ひたいし、なければ見せられるかどうか、これを御答弁願ひたい。

○小岩井政府委員 施業案につきまして別に建設省に見せられないという理由はございせん。ございせんけれども、私の方の業施案の認可に当りまして一番大切に考えるポイントが、河川とか湖沼とか鉄道とかあるいは重要な建設物、工作物、そういういろいろな重要施設に支障のないようにといふことを考えるのが施業案でございまして、この施業案の認可の一番ポイントとなる点の中に河川が入つておるわけでありまして。普通の場合には重要な河川は大がいの場合掘れないのが建前になつております。深さが非常に増してくるような場合あるいは掘つても別に支障がこないと考えました場合にそれぞれ認可をいたしておるのであります。もちろん河川に支障のないといふことは非常に重点を置いて認可をしておるので、特別に建設省の方にその施業案を御相談しなければならぬと考へておるような実情は私はないと考へております。しかしながら遠賀川のように特に大きく問題になりましたような河川につきましては、建設省、通産省の次官の申し合せによりまして施業案をこちらに入れていくというふうな次第でございまして、もちろん必要がある場合には建設省にお見せするといふことは何ら支障がないと考へております。しかしながら私の方で最も大切に考へている点は河川なんです。ですから、河川に支障のないという点に重点を置いて認可しておるので、その点に關しましては建設省に特別こちらに入れる必要はないのではないかとこのように考へてゐる次第でございまして。

○滝井委員 今の見解はなるほど鉱山保安局の方に専門家がいらつしやると思ひますが、しかし私は見せる必要がないといふことについては異議ありといふところですよ。恒久的な国土計画、治水計画はあなたの方だけでやつても、もの考へ方は河川行政そのものの考へ方が出てくると思ひます。従つてそれらのものが相寄つてお互いに有無相通じておくといふことが今後の鉱山保安行政、河川行政をやる上においても非常に円滑にいくと思ひます。現実には河床の地盤沈下が起つておらなければあなたの言を了承いたします。ところが現実には河川の中の一帯大事な農業灌漑水のために不可欠の井せきはほとんど沈下していつていくという事態があるわけですよ。鉱業法の六十四条を見ますと、「鉱業権者は、鉄道、軌道、道路、水道、運河、港湾、河川、湖、沼、池、橋、堤防、ダム、かんがい排水施設、公園、墓地、学校、病院、図書館及びその他の公共の用に供する施設並びに建物の地表地下とも五十メートル以内の場所において鉱物を掘採するに、他の法令の規定によつて許可または認可を受けた場合を除き、管理庁又は管理人の承諾を得なければならぬ。但し、当該管理庁又は管理人は、正当な事由がなければ、その承諾を拒むことができない。」といふ条文がございまして、従つてあなたの方でこれは鉱業法の六十四条で制限をされていくといふことも、今の条文によつてよくわかるわけですよ。ところが鉱業法の三十五条を見ますと、「通産産業局長は、鉱業出願地における鉱物の掘採が経済的に価値がないと認めるとき、又は保健衛生上害があり、公共の用に供する施設若しくはこれに準ずる施設を破壊し、文化財、公園若しくは温泉資源の保護に支障を生じ、若しくは農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反する」と認めるときは、その部分について、その出願を許可してはならない」といふことがあつておるわけですよ。従つて二つの条項によつて局長さんの方ではおそろく建設省なんかには見せる必要はないだらう、こういうことになつていくだらうと思ひます。三十五條で公共の福祉に反するときは總括的に見て許可することができない。私はそういう場合に、河川管理者も入つて、許可する場合に公共の福祉に反するかどうかといふような審議会を設けて通産局長の諮問に應ずる組織くらいは作つておく方がいいのではない

かと思ひます。施業案を直接見せるという事で何か支障があるならば、いろいろ責任を通産局だけが背負うという事ではなくて、こういう河川というきわめて大きな利益を国民大衆の生活に与えている部分については、諸機関を設けてやるべきが、そういう施業案の認可をするときには当然だと思ふのです。現在地表地下五十メートル以内の場所において鉱物採取をやるときには公共の管理長の許可を要するのですが、土地調整委員会の承諾で通産局長はやつちやうのです。そうすると河川の管理者がそれに入つておるかという現実に入つていないでしよう。そうしますとこれは六十四条の二の關係で土地調整委員会との關係が出てくるのです。そうすると三十五條、六十四條關係から見ると河川關係の管理者の意見が具体的に出ていくところというものは、あなたの方が積極的に見せるかあるいは河川局の方から見せて下さいと積極的に行く以外にはないのです。従つてそういう意味からこの際施業案というのを見させて大きな支障があるという場合ならばとにかく、そうでなければ私はむしろ開放すべきだと思ふ。開放することによつて鉱害防止ができるのです。ところが今これが秘密にされておるところに問題がある。従つてはなほだしいものは一般鉱害と特別鉱害が混同されてある家は特別鉱害に入る、ある家は一般鉱害に入るといふように大衆を愚弄するような状態が出てくるのです。私は大衆に見せよということこれは差し控えますが、少くともまず第一段階として河川管理者と、少くとも都道府県の河川の管理者の意見を聞くぐらゐの審議会を作つ

て、その意見を聞いたならば施業案の認可を与えるというぐらゐにする必要がある。これは高い見地に立つて国土計画なり治水計画の上からその必要がある、こういう意見を私は持つておるのですが、その点について土地調整委員会にも入つていないと心得ておる。こういう点について何か今の御答弁よりかもう少し進んだお考えを承われなければ私はちよつと了承できないと思ふのです。

○小岩井政府委員 私説明を申し落しましたけれども、鉱業権が設定されま

の節にいろいろ問題になる点を御指摘下さいれば十分に対処もできます。しかし御指摘がなくても私の方で問題となる点は十分に考慮いたして鉱業権の設定をいたしておるようなわけでござい

てできるだけ河床の地盤が沈下しないような対策を今後立てていってもらう必要がある。あなたの方は施業案の鉱業法の認可ですか、これをやるときに河川に關係あればあなたの方の承諾を求めてくるんだ、こうおっしゃつてお

採掘後の充填をやつてくれと要求しました。ところが石炭局長はこれは私の所管じゃございません、これは保安局長の方の所管でございませうからと言つて逃げてまだ答弁をしないので

○小岩井政府委員 河川当局の方に御ねし

○小岩井政府委員 河川当局の方に御ねし

○小岩井政府委員 河川当局の方に御ねし

○小岩井政府委員 河川当局の方に御ねし

○小岩井政府委員 河川当局の方に御ねし

○小岩井政府委員 河川当局の方に御ねし

○小岩井政府委員 河川当局の方に御ねし

○小岩井政府委員 河川当局の方に御ねし

しまして部分的な充填で満足していく場合もございます。もちろん全充填をやっておる炭鉱もございます。そういうふうな各炭鉱の実情によつて充填の方法をそれぞれ考慮して認可しておるような次第でございます。一般的な方針としては充填をできる限りやるという方針で進めておるのでございます。

○滝井委員 充填を原則的にやる方針をとられておるということでございます。これは私の知っておる限りにおいては決して大して充填が行われていないのが現状だと認識しております。これはいづれ具体的に鉄害の問題が紛糾しておる地区については一つ見せてもらいたいと思ひます。鉱山保安法二十六条の関係でございますが、鉄害権が消滅した後においても当然長期にわたつて鉄害防止施設を作る義務が鉄業者にはあることになっております。現在遠賀川の汚濁あるいは河川の非常に大きな障害を来たすボタ山の処置について、炭鉱がやめた後あるいは現実に炭鉱がやつておつても鉄害防止施設はほとんどありません。ボタ山から大雨のときに流れてくる土砂は——ボタ山は御存じの通り立錐形の急傾斜でございますから非常なものです。ボタ山は鉄業者の所有でございますから一指だにわれわれは手を触れることはできません。従つてこれは鉄業者は明白でありますので鉄害であります。それから出てくる被害は鉄害である。それが同時に河川に流れてくることになれば、河川に及ぼす目に見えて明白な鉄害の責任は、鉄業者が負わなければなりません。さいぜんの水道の問題についても、これは鉄業者の責任であること

とが明白になつてきたが、私は真実にしてまだ聞いたことはございません。

それからボタ山から流れ出る河川の鉄害については私は聞いたことがありません。なるほどボタ山の土砂が流れてその下を通つておる鉄道に被害が及んだというときには、特別鉄害をやつておる例を知つております。それからすぐ下にある民家が害が及んだことも知つております。いつか長崎県かどこかでボタ山が崩壊して人家が何軒か下積みになつたということもあります。志免の近所でもそういうことがあつた。そういう場合は目に見えて直接に及んでくるからわかる。ところが長い年月をかけてボタ山の土砂が河川に流れ込んでいくものについて私はまだそれを鉄害だといつて鉄業者が見た例は実は聞かない。こういう場合どういう見解を河川局と小岩井さんの方はおとりになつておりますか。

○小岩井政府委員 一般のボタ山の崩壊防止あるいは土砂流出の防止についてはそれぞれ相当嚴重にいたしてあります。普通の方法としては石垣を作つたり土どめを作つたりしてできる限りの技術的な方法は講じておりますが、これを完全に防ぎとめることは目下のところできません。ただ、今問題を起しておりますのは鉄業者の不明なもので、あるいは非常に古いボタ山が一部崩壊、流失して河川に大きな影響を与えておる実情は十分承知いたしております。この点については鉄業者も十分にわからない場合が多いので、それぞれその県とお話を進めて、臨鉄法の一部の予算をいただいて、特に福岡県、長崎県、これらの両県はボタ山が多い関係で臨鉄法の予算で一部これら

の改善を講じておるようなわけであります。

○国宗説明員 ボタ山が河川に及ぼす影響でございますが、鉄業者なり通産省の方でボタ山の被害を防止する措置を講ぜられるのが適當かと存じます。川に入つてきたものについてはその対策を講じなければならぬのでありまして、まず入つてこないような措置を臨時鉄害復旧法の措置なりで考えることが適當ではないかと考えておるわけでございます。

○滝井委員 その入つてくる予防の措置は当然鉄業者なり、その指導監督の地位にある通産省の方にお願いをするわけなのです。現実に今テスト・ケースとしてあげておる遠賀川にはたくさん入つてきておるのです。これに対してあなた方は、通産局なり鉄業者にいかなる要請をするかということなのです。

○國宗説明員 今の問題については、河川法は河川の中に入つてきた場合に措置すべきすべを十分備えておるわけでございますが、それは河川に支障を及ぼし、河川工事が必要とするに至ります場合は、河川工事は河川管理者において施工して、原因を与えたものがその費用を負担するという負担命令で措置することだろつと思ひます。なおこの措置より適切であるのは、先ほど申し上げたような鉄害復旧の基本計画の作成に当りましては、河川内の計画については建設省とも十分相談した上で作成されることになっておりますから、その際には適當な措置を必要とするのも適當と思つております。

○滝井委員 どうもおおきな答弁で困るのですが、予防が必要なのは当然です。現在河川が全く荒れて、水道の水には使う処置がない、その限界を越えておるのだという認識に厚生省は立つておるわけですか。そして、さいぜん私が申し上げたように、スラッジといふものがたまつて、伏流水を取ることも不可能だといふ状態になつてきておる。これでは河川が河川たる役割をしていない。たとえば堤防が大水で崩壊した、これは明らかに鉄害だ。ところがそう大きなものではなくて、現実に明らかに水道の伏流水を取るのに重大な支障を来たしておる。そして水は飲むに足りないものだという場合、大水で堤防が崩壊したというやうな突発的なものでないかもしれません。しかし、これは徐々に人体なり、大衆の生活に被害を与えておることは事実です。その現実の上に立つてあなた方は一体どうするか。これに対する回答を与え得ないとするならば、河川行政を担当しておる者としては責任をとつていないといふことになる。その責任を明白にとらしめる方法を講じなければならぬ。ところがあなた方もそれを講じないで、そのまゝにしておる。通産局の方も、あのくらしいことはやむを得ないだらうといふことで大目に見てやつておる。それで長年累積したまま河川といふものが荒れ果てようとしておる。これが現実です。これに対して今のような御答弁では通り一べんの御答弁で、とてもこの問題の解決にはならぬといふことになる。だから、私は河川局長か建設大臣くらいに来てもらつて、もっと明白な御答弁をいただきたいと思ふ。そういう点は河川局としては十分積極的に御研究になつていただきたいと思ひます。そうしなければ

ば、水道法をやつてみたところで、水が飲めなければ役に立ちません。水道法には、水質はりっぱなものではないけれどもと書いてある。ところが遠賀川の水道というのは、みんな飲めないやうな水を大衆に飲ましておる。こういうことになればこれは罰を食らうのです。そのためにはやはりもとを正していかなければならぬ。もとを正すためには、その原動力は、厚生省はもちろん、水は川からとるのだからと押しをしなければならぬが、河川を掘つておるあなた方が原因を探究する、その原因が鉄山関係にあるから、鉄山関係に強く要請しなければならぬと思ふのです。

そこで今度は具体的に、河川行政から見た防止の面から、地盤沈下の面からお尋ねしていきたい。次に私がお尋ねしたいのはその河川と地盤が沈下した河川、遠賀川に流れ込む洗炭廃液の放流に當つて、汚濁の度合いがだんだん高くなつてきた。この濃度の高くなつたものを防止するために循環式のバック（沈澱池）といふものを施業案で作らしてやつておるんだ、こういうことなんです。ところが現実は施業案がその通りに実施をされておるとするならば、遠賀川の水といふものは飲料水に適合する限界を越えないはずなんです。ところが現実を越えておるといふことは、循環式のもののが不完全であるといふことの、逆に言へば結論はそういうことになるわけなんです。従つて現在の循環式のものについては、何かそこに施設上の欠陥があるか、あるいは鉄業者の方がさぼつておるか、いずれかであらうと思ふのです。小岩井局長さんの方では、現在の循環式という

のは施業案で大体確定である。これならば川に汚濁を放流しても大丈夫だという御自信が御ありになりますか。

○小岩井政府委員 施業案で認可しております内容のものならば大丈夫だという確信を持っております。しかしながら、ただいまのお話のようにだんだん悪くなっているといことは、私もまだ十分なデータを現地から入手しておりませんが、私はだんだん悪くなっているということはあまり強く考えていないのであります。これは汚濁度の問題でございます。

各炭鉱の施設につきましては漸次改善の方途を講じております。先ほど来問題になっておりますこまかい粘土のコロイド式のものやはりこれを分離して適当なところに堆積させるような方法を考えまして、目下助成金を出して研究してもらうことにいたしております。それから大がいの大手の炭鉱につきましては、もう洗炭の廃水を流さないという循環方式をとらしてありますし、目下流しておりますのは中以下の、比較的そういう設備のない炭鉱が流しております。また実情でありまして、これらにつきましても漸次そういう施設をとるよう指導しておりますし、だんだん悪くなるという方向は絶対にとらない方針をとっております。四六時中監督にいくわけに参りません。監督官もかなり頻度を高めて回っておりますけれども、いかにせん一昨年来非常に天災が多かった関係で、現在では重点方式をとらして、特に危ない炭鉱を入念に毎月回らしておりますので、一般のそういう問題になります炭鉱についての取締りは、多少ゆるんでおるので

はないかと考えておりますけれども、だんだん悪くなるというところは全然考えておりません。漸次改善の方途を講じて、改善向上をさせていきたいという考え方を持っておりますのでございます。

○滝井委員 私どうももうしろに八田公衆衛生学の大家がおられますので、あれであります。実は洗炭廃水の放流による汚濁の度合い、これは私は専門でないのでもよくわからないのですが、普通いいというものは千PPMぐらいじゃないですか。ところが遠賀川でやっただの、濁度はほとんどの炭鉱が八千PPMから二万PPMの汚濁水を放流しておる。それからPHの低いところを予想して調査したが、案に相違して大部分の炭鉱が七・二から八・二です。それから有害物質は硫酸の含有量五・一%、それから酸化して硫酸第二鉄となり、さらに加水分解して水酸化第二鉄となつて沈澱し、硫酸の含有量は上流部で〇・九六七%、下流部で〇・五三五%である。その酸度は五・三から一・一・三です。これは今年調査したものです。濁度が八千PPMから二万PPMというのは非常に濁度が高いでしょう。水道課長さんから濁度が高いという御答弁があった。局長さんの方はそういうことではないと言われけれども、これはそうです。最近水洗炭の水がまじつてもはや黒い水じゃないのです。全く褐色の水が、何と申しますかこれは浮遊物じゃないのです。どう水が流れているのです。従つて水道の伏流水というものはもうとれないのですよ。そういうのが現在の姿なんです。だから私はさいぜん、田園荒れなると、と言つた。私が今度国会に出てくる一月のころは、水洗炭というものは少なかったのです

が、その後急角度にふえておる。そうして佐賀県においては代執行をやつて命令を出しておる。そういう事態に追い込まれてきておるのです。あなたは今濁度の問題は増加していないとおっしゃるので、私は特に専門外のことをちよつとつけ加えざるを得ないことになつたのですが、その点は水道の専門家の方から明らかに高まつてきておると言つておるわけです。そういう点については小岩井さんの方もやられておると思ひますけれども、もう少し慎重にやつてもらいたいと思ふ。

そこで汚濁を防止する方法というものはいろいろあるようでございます。たとえば今あなたの言われた循環式というののも一つの方法だと思ふ。洗炭の集中化をやれというふうな意見もありまして、ところがこの洗炭の集中化——海岸ばたに持つていって洗炭をやつて、そして海の中にはつたらいだらうと言つても、けれども、あの筑豊炭田の中に二百有余の大小無数の炭鉱があるのに洗炭を集中化するということは不可能で、できないことだと思ひます。ボタ山流下法というのがある、一応流下水をボタ山に揚げて、ボタ山をさつと流してきて再び沈澱池に入れます。そうして川に放流する。そうすると浮遊物はボタ山の土に吸ひ込まれて水が清くなるでしょう。こういうふうな方法もありまして、これもなかなか困難だらうと思ふ。そうすると今度は汚毒水の排水路を、普通の河川を二分して片一方に清水を流し、片一方には炭鉱の廃水を流すというふうな、川を二つに分けたらどうかという意見もある。これも洪水期になると一緒になつてしまふという意見もあるようであり

ます。それから汚毒水の沈澱池を作つてそれに薬品を投入していく。これはある程度やつておるところもあるようです。それからもう一つ河川に薬品を入れて急速な沈澱をやらうということもあるようであります。いろいろなことを専門家が教えてくれました。しかし私それらのものを検討してみなければならぬ。この遠賀川の汚濁水を定めるきめ手になるものは私は持ちません。何かこゝんなに遠賀川の汚濁水が限界を越えて問題になるとすれば、小岩井さんの方も厚生省の方と協力して何か具体的な対策を急速に講じなければならぬと思ふのですが、これについて何かあなたの方で積極的に行なう御意思が御ありますか。

○小岩井政府委員 もちろん洗炭汚水の問題につきましては私も重要に考へておりますので、よく関係の官庁と御相談いたしまして目下水質汚濁の十分打ち合はせて、何らかの対策を講じていきたい、かように考えている次第でございます。

○滝井委員 何らかの汚濁防止のため対策を講じたい、こういうことでございませう。実はこの公害及び汚濁水に關係のあるいろいろの法律を探してみましたが、そうすると、またこの法律が実に多岐にわたつておるのです。まず刑法があります。それから森林法、鉱業法、鉱山保安法、水産資源保護法、最近われわれが賛成をして前の国会か、その前かで作つた清掃法がある。そしてこれらのものはそれぞれ所管の省がみんなばらばらです。何ら一貫をしてみれば、どこか水の汚濁について責任を持つて積極的にやるといふ省がないの

です。そしてしかもいろいろ資料を集めてみました。資料もほとんどない。先般私は汚濁水の問題でなく、公害防止の問題について予算委員会の分科会で通産省の施設課だつたと思ひます。質問をしたのです。全く方針が立つておりません。公害に対してどういふ具体的な対策を立てていくかというところについて質問をいたしました。が、公害の前提条件というものが全く明白でない。それから総合的な調整というものをどうやるかということについて目標がついていない。それから公害の基準というものについても全く海のものと山のものともわからぬ。それから具体的な公害があつても、それを処理する技術的な問題についても全くわからぬ。たとへば今、一つ私は水俣の奇病を出しました。現実には養蚕肥料を作つて、あるいはビニールを作つて、工場から流れ出る水についても対策がない。こういうことで技術的な対策がない。補償方式についても、これを金銭賠償にするのか、あるいは無過失賠償の責任という、あの鉱害と同じような無過失賠償でいくのかということについてもわからない、こういうことで、それならばあつせん仲介のための機関を——金銭的な公害に対して国でも積極的にやるか、それについても自信がないということになる、公害問題というのは五里霧中です。しかも現実には大衆には鉱工業の発展によつて非常に大きな弊害を与へておる。そこで私は実は予算委員会を通産当局からそういう御答弁をいただいたので、それはちよつとあきらめておるのです。しかし今度はこの水道法というものを政府が出

してきたからには、公害の中の一つである水の問題については何らかの形で政府は積極的に解決しなければいけません。どうにもならぬという事です。しかもそういう政府が水道法というものを出す段階のときに、八田さんこの前御指摘があったように、昨年末にWHOのクラッセン博士からの勧告というものがある。この勧告を見てみると、全く日本の水に関する行政というものとは恥かしくて仕方がないという事です。あの勧告をお読みになったら——皆さんおそらく水に関係のある方はお読みになっていると思う。まず日本というものは公共水汚濁防止の非常に大きな問題を背負っている。ところがその背負っている日本で何かそれを防止する方法が講ぜられていない。汚濁の問題はどんどん増加する傾向にある。しかも今局長さんは全くしてないと言われている。外国人の方がそれに対する明確な証拠があるのだという。日本政府に突きつけているのです。それでしかもそういう公共水汚濁の問題があり、それがだんだん深刻化していくという現実があるにもかかわらず、日本における法律を見ますと、今言ったように五つも六つもの法律が、公害と汚濁防止の問題で錯綜しておいて、どこが大体きめ手になるのかということがさっぱりわからない。今刑法の問題をわれわれは持ち出して見ましたが、この水道法の関係と刑法の関係だってわれわれに納得のいくような答弁はしていません。そういう状態が一面においてある。まず行政各間の、おのの間の権限が錯綜しておいて、みずから進んで責任を負うと

いうところはないということが今の質問を通じてだんだん明白になってきた。そういう形があるとともに、これを防ぐ方法についても全く方法がない。全く不適当きわまるものであるという事です。しかも日本の法律と、その権限の重複の状態を見ると、確かにむだと浪費が多いということもクラッセン氏から指摘されておる。それで私はさいせん法律を言ったのですが、全くその通りなんです。こういう状態だと、厚生大臣、この水道法を作ったって、これはものの役に立たぬのです。もうすでにあの大きな人口をかかえておる大阪を養っておる淀川、これは限界です。しかも百三十万をこえる人口をその両岸に持つておる淀川ももうすでに限界を越えておる。こういうときに水道法が出るのですが、一体厚生大臣は、この水の問題を、各省ばらばらで法律もばらばらで処置しないのですが、一体どうするつもりか。私はきょうは岸総理にお願いしたい。やるつもりであったのです。これは非常に各省にわたっておるので、ここに水道法の主管大臣である厚生大臣に来ていただきたい。こうして下さいという事は酷だと思いましたが。しかし企画庁長官も時間の関係でいなくなるし、岸総理も何かいらないということになると、きょうは厚生大臣としてじゃなくして、国務大臣神田博さんとして来てもらいた。従って国務大臣として閣議で一つ責任を持った発言を今後やってもらいたい。ために来てもらって。この問題は一体あなたはどうか閣議で発言して、岸内閣として解決していく所信なのか、これを一つお答え願いたい。

○神田国務大臣 お答えいたします。ただいまお述べになりましたように、この河川の汚染が近時急激にその度合いを増して参りまして、政府といたしましても非常に遺憾に思つておる次第でございます。すなわち水資源の保護の観点からいたしまして、また飲料水あるいは農水産等に深刻な打撃を与えておるという現実的な観点からいたしまして、これは政府一体といたしまして、可及的すみやかに各省の連絡を密にいたしましてこの抜本的なしかも総合的な対策を立てまして、問題の根本的な解決をはからなければならぬというように考えております。御要望と申しましようか、お述べになられましたことはまことにごもっともなことでありまして、ただいま政府といたしましてもそういうような決意をもつて根本的に解決したい、こういう所存でございますので、御了承願いたいと思ひます。

○滝井委員 実はクラッセン氏の勧告にもある通り、もはやこれは各官庁個々の力ではだめだ。あるいは地方行政庁にいろいろ規則や条例で河川局の方はまかせてあるんだ、こういうことでございまして。しかしそれではだめだ。中央政府のレベルで解決しなければだめだということを言つておるわけですね。従つてやはり公共水の汚濁防止法というものは、その汚濁防止を直接つかさどつていく汚濁防止庁といひますか、そういうものをやはりクラッセン氏の言うように作らなければだめだと思ふ。そうしなければ百年河清を待つにひとしい。で、次の通常国会に何らかの形でそういう公共水をほんとうに大衆生活のために役立たせるようになりつぱなものとしてやる法律上の措置を講ずる意思があるかどうか、これを一つお尋ねしてみたい。

○神田国務大臣 この次の国会に、この河川の汚濁防止に関する根本的な公害防止の法律を出す意思があるかどうかというお尋ねでございますが、政府といたしましてはもうすでにこれらことが限界に来ておるということについては、お述べになりました通りに考えておりますので、十分各省の連絡を密にいたしまして、そして今御要望されましたような方途を講じたい、かように考えております。

○滝井委員 ぜひ次の通常国会には積極的に総合的な対策を立てて日本の法律の複雑性、各省割拠の弊害、こういうものを一掃して、一つ通達当局とも十分お打ち合せの上、りっぱな水道法が運営せられるような良質、低廉な水が大衆に与えられるようにしていただくことをぜひ要望して、私の質問を終わりたいと思ひます。実は水利権の問題等をやりますと時間がかかりまうので、いずれこれは次回にして、本日はこれで終わります。

○藤本委員長 国宗水政課長にお願いしておきますが、先ほど滝井委員から河川局長に対して要請されましたことは、河川局長のみならず建設大臣にも報告して、また速記をごらんになつて、善処せられんことを委員長から要望しておきます。

他に御質疑はございませんか。——なければ、本案についての質疑は終了したものと認めます。

ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕

○藤本委員長 速記を始めて。次に討論に入るのでありますが、通告がございませんで、直ちに採決するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○藤本委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○藤本委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なお、本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、すべて委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○藤本委員長 御異議なしと認め、さうに決しました。

○藤本委員長 次に、本日の諸願日程全部を一括議題といたします。本委員会に付託されました諸願はすべて諸願審査小委員会の審査に付したのであります。この際、諸願審査小委員長より報告を聴取いたします。野澤清人君。

○野澤委員 諸願審査小委員会における審査の結果を御報告いたします。

諸願総件数は九百五十三件であります。小委員会は慎重に審査の上、諸願日程のうち第一、第八から第二八まで、第三一、第三二、第三三、第三四、第五、第六一、第七九、第八二から第八七まで、第一〇三、第一〇八、第一〇九、第一一五から第一三七まで、第一五九、第一六一、第一六二、第一六四、第一六六、第一六八、第一八一、第一九九、第二〇二、第二〇四、第二〇五、第二一七から第二二〇まで、

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

の通りに決しました。

すが、御異議ございませんか。

のように決しました。

上げます。

午後二時十四分休憩

〔休憩後は開会に至らなかった〕

【参照】

諸願に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

以上御報告いたします。

○藤本委員長 以上で報告は終了まし

昭和三十三年五月二十一日印刷

昭和三十三年五月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局